

第3節 広域連携・受援体制

【実施主体】

市	本部連絡班、消防総務班
関係機関	自衛隊、警察、消防、行政関係機関、ボランティア、ライフライン事業者等

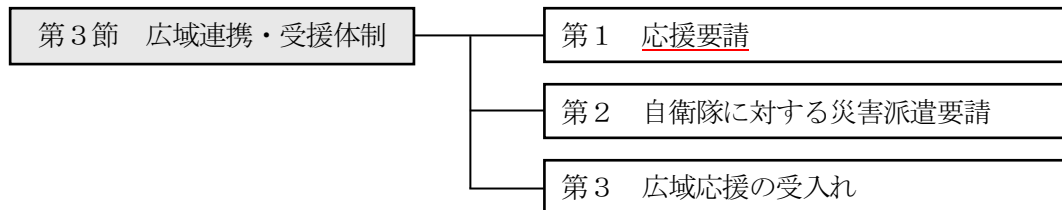
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、被害の規模に応じて、迅速・的確に、国・県・他市町村・関係機関・民間団体等に応援を求め、応急措置を実施します。

また、災害時において、国、県、他市町村、関係機関等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立します。

【施策の体系】



第1 応援要請

応援要請については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第4節 第1 応援要請」を準用します。

第2 自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊に対する災害派遣要請については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第4節 第2 自衛隊に対する災害派遣要請」を準用します。

第3 広域応援の受入れ

広域応援の受入れについては、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第4節 第3 広域応援の受入れ」を準用します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第4節 水防対策

総
則
編

【実施主体】

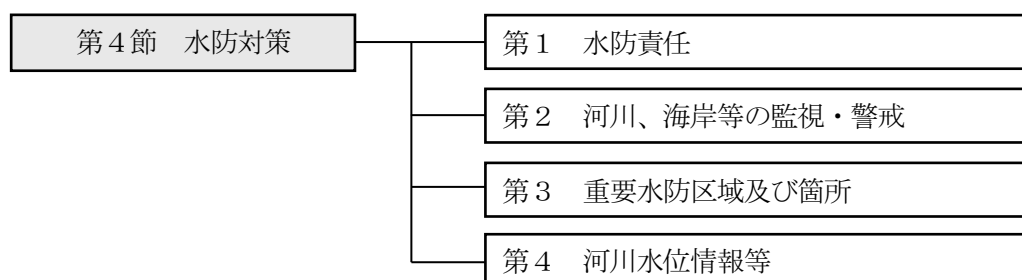
市 下水道河川班、警防班、水防団（消防団）

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、豪雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努めます。

【施策の体系】



第1 水防責任

市は、水防管理団体として、市内の水防が十分行われるよう、水防組織の確立、水防団（消防団）の整備、水防倉庫、資器材の整備、通信連絡系統の確立を行うとともに、平常時における河川・海岸等の巡視及び水防時における適正な水防活動を実施する責任を有します。

第2 河川、海岸等の監視・警戒

1 常時監視

市は、随時、市内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に対し、必要な措置を求めるものとします。

2 非常警戒

担当班は、大雨・洪水警報等が発表され災害の発生のおそれがある場合、水防対策上重要な河川の水位観測等状況に即応した措置を講ずるため非常警戒を行うものとします。

3 災害対策本部長への報告

担当班は、非常警戒の際、危険を察知した場合は、災害対策本部長に報告するものとします。

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

計
画
編

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

第3 重要水防区域及び箇所

県は、県内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。

市内の河川等で特に水防上警戒又は防ぎよに重要な区域及び箇所は次のとおりです。

1 重要水防区域

水系名	河川名	河川延長	箇所数	区域延長
滑川	滑川	2,000m	2	500m

沿岸名	海岸名	延長
相模湾	鎌倉	5,931m

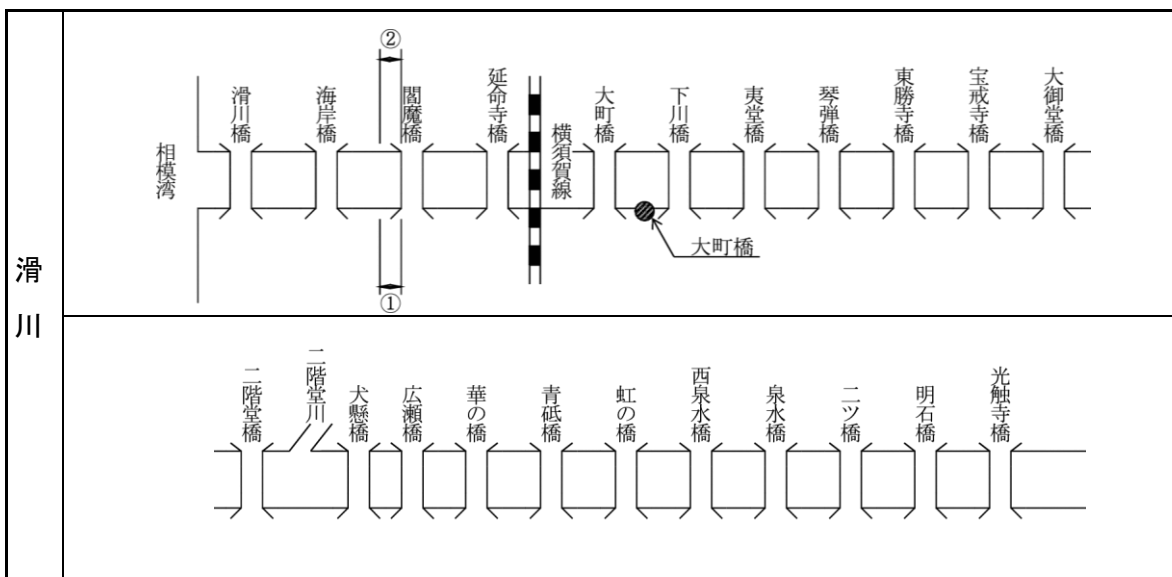
2 重要水防箇所

(1) 重要度 A

河川名	位置	延長	備考	理由
滑川左岸	鎌倉市材木座 <u>一丁目</u>	250m	堤防高	流下能力不足
滑川右岸	鎌倉市由比ガ浜 <u>二丁目</u>	250m	堤防高	流下能力不足 未改修護岸
計	2箇所	500m		

海岸名	位置	延長	種別	理由
鎌倉海岸	鎌倉市坂ノ下 鎌倉市長谷 <u>二丁目</u>	20m (4箇所)	工作物	防潮門扉要操作

(2) 重要水防箇所位置



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

第4 河川水位情報等

1 水防警報をする河川

水防警報は、洪水又は高潮により、水害を生ずるおそれのあると認めて認定した河川等について発表されます。

水防法第16条第1項の規定により、県知事が水防警報をする市内の河川、海岸及び港湾区域は、滑川、神戸川、柏尾川及び鎌倉海岸です。

表 知事が水防警戒を行う河川等

河川名	土木水防支部名	担当水防管理団体	区域			
			自		至	
滑川	藤 沢	鎌倉市	左岸	鎌倉市小町544-1番地先	東勝寺橋から	海まで
			右岸	鎌倉市小町459番地先		
神戸川	"	"	左岸	鎌倉市腰越833番地先	学び橋から	海まで
			右岸	鎌倉市津842番地先		
柏尾川	横浜川崎 治水 藤沢	横浜市 鎌倉市 藤沢市	左岸	横浜市戸塚区柏尾町337番地先	平戸永谷川・阿久 和川合流点から	境川合流点 まで
			右岸	"		

海岸名	土木水防支部名	担当水防管理団体	区域	
			自	至
鎌倉海岸	藤沢	鎌倉市	鎌倉市腰越日坂689番地先に設置した標柱から	鎌倉市材木座飯島900番地先に設置した標柱まで

2 水位情報の通知及び周知を行う河川の基準水位

河川名	基準水位観測所	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
滑川	大町橋	1.60m	2.00m	<u>2.00m</u>	<u>2.30m</u>
神戸川	大津橋	1.30m	1.40m	<u>1.40m</u>	<u>1.70m</u>
柏尾川	神鋼橋	2.60m	3.60m	<u>4.90m</u>	<u>5.60m</u>

3 水防警報の種類、内容及び発表基準

知事が発令する水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりです。

なお、水防警報の発令様式は、様式1～3のとおりです。

表 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	発表基準	内 容
待機	気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。
準備	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出動	洪水注意報等により、 <u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。又は水位、流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
指示	洪水警報等により、又は既に <u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。
解除	<u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）以下に降下したとき。又は <u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策	

様式1

水 防 警 報

総 則 編	種 類	待 機 ・ 準 備 ・ 出 動 ・ 解 除			
	発 表 河 川	基 準 水 位 観 測 所		第 号	
計 画 編	第1編 地震・津波災害対策	日 時	令和 年 月 日 時 分 神奈川県		水防本部発表 水防支部発表
	第2編 風水害対策	番 号	発 表 内 容		
	1	①流域 ②地点	の雨量は、 日 時 分 までに mmです。		
	2		の水位は、 日 時 分 現在 mmです。		
	3	① 水防団待機水位 ② 氾濫注意水位	では	③ を上回りました。 ④ を上回るおそれがあります。 ⑤ 程度です。 ⑥ を下回る見込みです。 ⑦ を下回りました。	
	4	水防管理者は、水防機関を	①待機 ②準備 ③出動	させて下さい。	
	5	水防管理者は、水防機関の巡視員を現地に残し、水防機関を待機させて差しつかえありません。			
	6	水防警報を解除します。			
7		の水位は、 日 時には	m程度と予想されます。		
第4編 復旧・復興対策	8				

様式2

水 防 警 報

種 類	指 示 ・ 情 報			
発 表 河 川		基 準 水 位 観 測 所		第 号
日 時	令和 年 月 日 時 分 神奈川県 水防本部発表 水防支部発表			
番 号	発 表 内 容			
1	[①流域] の雨量は、 日 時 分 までに mmです。 [②地点]			
2	の水位は、 日 時 分 現在 mmです。			
3	の水位は、 [① 氾濫注意水位] [③に達し] 日 時 分に [② 最高水位] m [④を超え] ました。 [⑤を下回り]			
4	の水位は、 [① 1時間に c m程度上昇して] [② 平衡状態が続いて] います。 [③ 1時間に c m程度下がって]			
5	の水位は、 日 時には m程度と予想されます。			
6	上流 の水位は、 [① 氾濫注意水位] [③に達し] 日 時 分に [② 最高水位] m [④を超え] ました。 [⑤を下回り]			
7	地先の [①堤防] [⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦深掘れ] [②堤防の居住側] に [⑧堤防斜面の崩れ ⑨護岸崩壊] が発生 [⑭するおそれ] [③無提地] [⑩堤防の決壊 ⑪越水 (水が溢れる)] があります。 [④] [⑫浸水 ⑬] [⑮しました。]			
8	水防管理者は、水防機関に厳重な警戒をさせてください。			
9	水防管理者は、水防機関の出勤体制を強化し、 <u>水防工法を行わせてください。</u>			

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

計 画 編

様式3

水 防 警 報

総 則 編	種 類	待 機 ・ 準 備 ・ 出 動 ・ 解 除			
	発 表 海 岸	海 岸		第 号	
計 画 編	日 時	<u>令和</u> 年 月 日 時 分 神奈川県 水防支部発表			
	番 号	発 表 内 容			
	1	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;"> 高潮 ┌ ┐ 波浪 └ ┘ </div>	警報が、 日 時 分に発表されています。		
	2	水防管理者は、水防機関を出勤させて <u>ください</u> 。			
	3	水防警報を解除します。			
第1編 地震・津波災害対策					
第2編 風水害対策					
第3編 その他の災害対策					
第4編 復旧・復興対策					

4 通信連絡

市は、水防情報が迅速かつ確実に水防実施機関に届くよう、通信連絡施設等の整備強化に努めます。

また、水防時における伝達方法は、県水防計画によりますが、その伝達系統図は、おおむね下図のとおりです。

図 水防警報伝達方法（執務時間内）

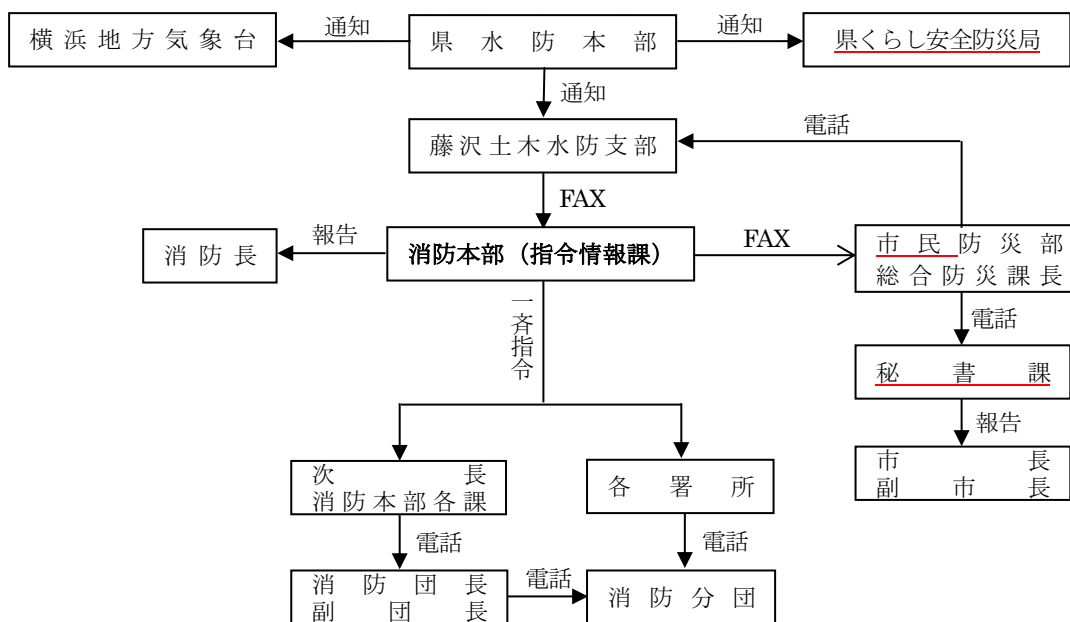
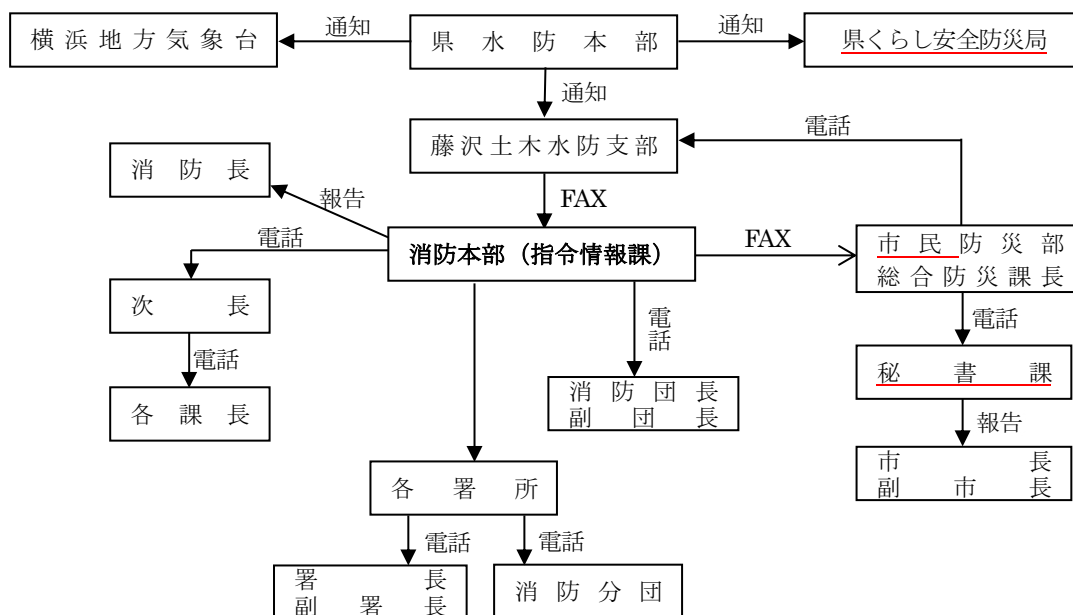


図 水防警報伝達方法（執務時間外）



総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第5節 救助・救急活動

総
則
編

【実施主体】

市	本部連絡班、市民健康班、消防総務班、警防班、鎌倉班、大船班、消防団
関係機関	自主防災組織

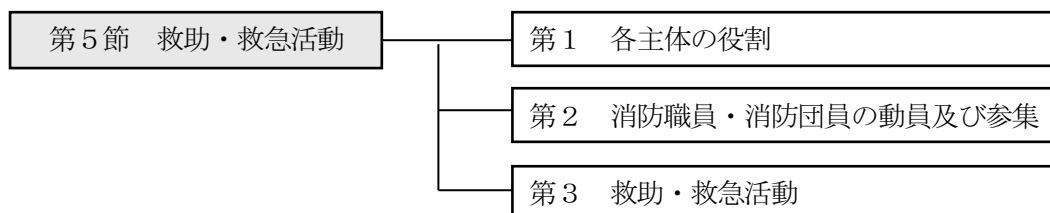
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

災害発生後、市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る」とともに、被害者の救出・救護活動を行い、災害の拡大防止に努めます。

また、市・県及び関係機関が一体となって被災者の救助・救急活動を行います。

【施策の体系】



第1 各主体の役割

各主体の役割については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第5節 第1 各主体の役割」を準用します。

第2 消防職員・消防団員の動員及び参集

1 消防職員の動員及び参集

風水害発生時等における消防職員の配備について、鎌倉市災害対策本部条例施行規則別表2に基づき行います。

(1) 動員の発令

ア 市内に大雨、風雨、洪水及び高潮等の警報が発表された場合、又はその状況から災害の危険が予想される場合

イ 局地災害が発生し、又は発生するおそれのある場合

ウ 市内の全域にわたって災害が発生した場合又は局地災害でも甚大な被害が予想される場合

(2) 動員の伝達

動員の伝達は、原則としてあらかじめ定めた伝達系統に基づき、各課署から伝達することとしますが、自己覚知した場合は、動員命令を待つことなく、速やかに参集します。

ただし、傷病者等で消防長が認めた者を除きます。

(3) 参集場所

原則として、勤務課署所に参集します。

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

2 消防団員の動員及び参集

(1) 動員の発令

「鎌倉市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例」の定めるところによります。

(2) 参集場所

原則として、所属する分団器具置場へ参集します。

第3 救助・救急活動

救助・救急活動については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第5節 第3 救助・救急活動」を準用します。

総 則 編	
第1編 地震・津波災害対策	
第2編 風水害対策	
第3編 その他の災害対策	
第4編 復旧・復興対策	
計 画 編	

第6節 医療救護活動

総
則
編

【実施主体】

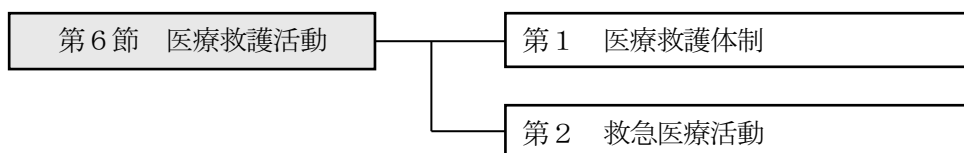
市	本部連絡班、秘書広報班、市民健康班、消防総務班
関係機関	鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会、鎌倉市薬剤師会、鎌倉保健福祉事務所

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

災害発生時には、同時に多数の負傷者が発生し、医療救護需要が膨大なものになるため、市は、県、日本赤十字社、鎌倉市医師会、公的医療機関等と緊密に連携し、被害の状況に応じた適切な医療救護を行います。

【施策の体系】



第1 医療救護体制

医療救護体制については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第6節 第1 医療救護体制」を準用します。

第2 救急医療活動

救急医療活動については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第6節 第2 救急医療活動」を準用します。

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

計
画
編

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

第7節 避難対策

【実施主体】

市	関係各班
関係機関	各関係機関

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

平成30年（2018年）7月豪雨では、避難情報が住民の避難につながらず、国内の一部地域で多くの人的被害が発生したことを教訓に、気象庁では、令和元年（2019年）5月に、災害の危険度をわかりやすく伝えるため、5段階の警戒レベルを用いた避難情報等の運用を始めました。

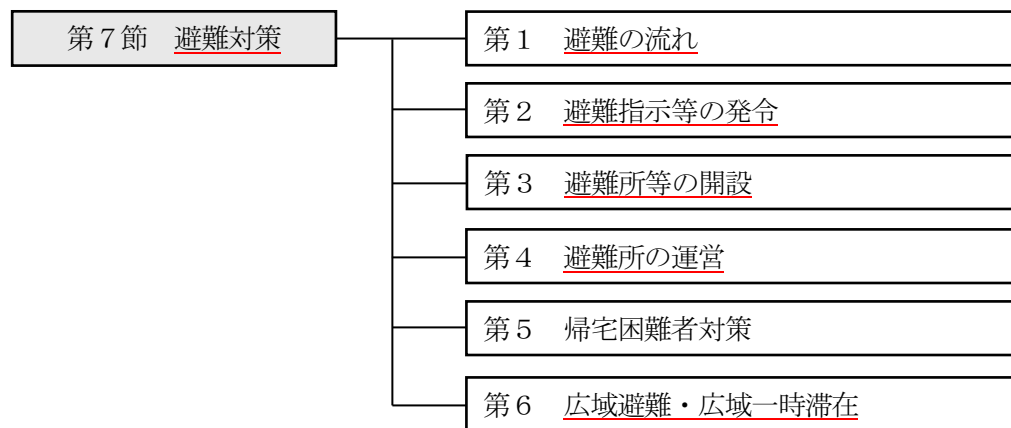
その後、令和元年（2019年）9月の房総半島台風や10月の東日本台風では、5段階の警戒レベルによる情報発信が行われましたが、警戒レベル4の避難勧告、避難指示（緊急）の違いが正しく住民に理解されておらず、避難勧告を発令しても避難指示（緊急）が発令されるまで避難しない、いわゆる“指示待ち”の人が多くみられました。

また、両方が警戒レベル4に位置付けられており、わかりにくいとの課題が顕在化しました。

これを受け、国は、令和3年（2021年）5月に、警戒レベル4の避難勧告と避難指示について「避難指示」に一本化するなどの災害対策基本法の改正を行いました。

本節では、こうした経緯を踏まえ、市民等の避難を確実に促すため、避難指示等の発令基準、避難指示等の伝達方法等について定めるとともに、避難所の開設・運営、帰宅困難者対策、広域避難・広域一時滞在について定めます。

【施策の体系】



総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計画編

第1 避難の流れ

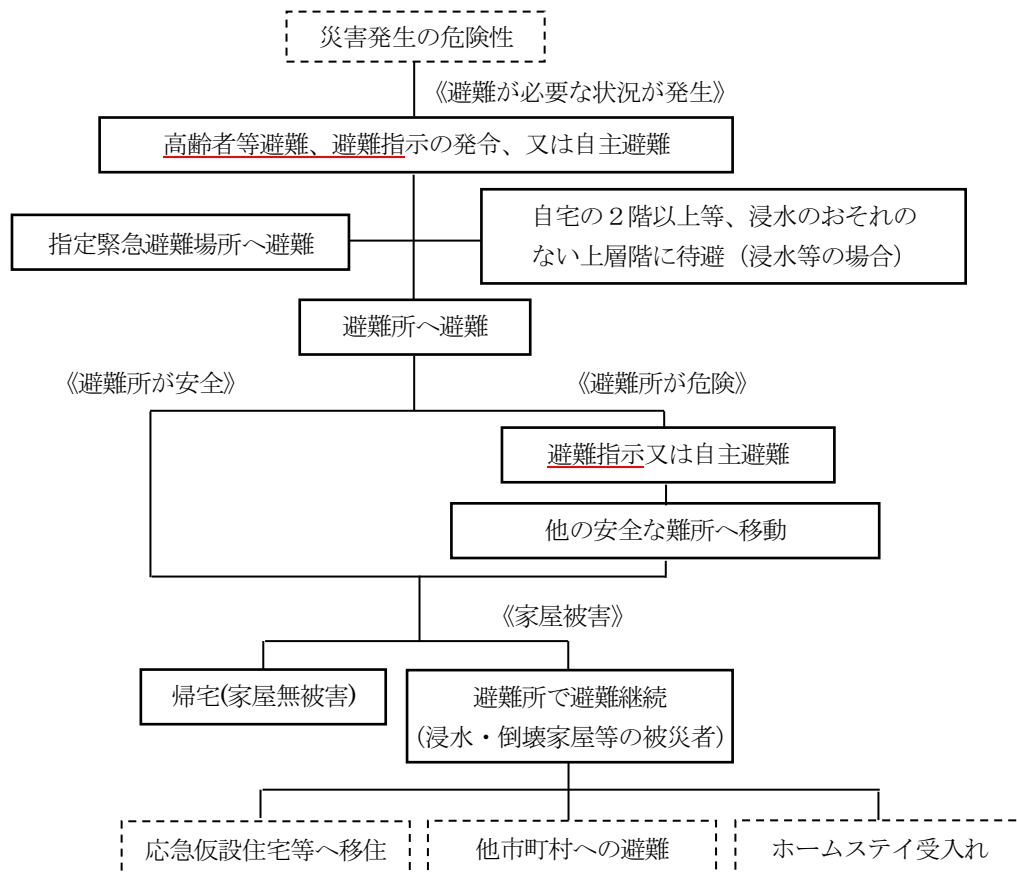
市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、人命の安全を第一に、市民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難施設及び洪水による浸水が想定される区域、土砂災害警戒区域等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。

また、大雨等により、既に浸水が始まっており、足元が見えないなどの状況の場合や竜巻のように、災害の性質や発災時の状況によっては、避難のために屋外に出ることがかえって危険が及ぶおそれがある場合は、自宅等の屋内や近隣の建物の2階以上に避難して身の安全を確保する屋内待避等の安全確保措置をとるよう指示します。

市民は、あらかじめ指定されている避難施設及び自らの避難経路を平常時から把握するとともに、避難指示が発令された場合には、直ちに避難します。

また、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮します。

図 災害発生時の避難の流れ



第2 避難指示等の発令

1 実施責任者

市長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、被害の拡大を防止するために特に必要と認めるときは、危険地域の市民等に対し、避難実施のために必要な避難指示等の避難情報を発令します。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難の指示、警戒区域の設定等は、次の者が行うものとします。

(1) 避難指示等の発令の実施責任者

表 避難指示等の発令の実施責任者

実施責任者	指示等	災害の内容	実施要件	根拠法
市長	指示	災害全般	<u>生命・身体の保護、災害拡大の防止のため特に必要があると認めるとき</u>	・災害対策基本法第60条第1項
警察官	指示	災害全般	市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったとき	・災害対策基本法第61条第1項 ・警察官職務執行法第4条第1項
海上保安官	指示	災害全般	市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったとき	・災害対策基本法第61条第1項
知事又は、その命を受けた職員又	指示	洪水、津波、高潮、地すべり		・水防法第29条 ・地すべり等防止法第25条
水防管理官	指示	洪水、津波、高潮		・水防法第29条
自衛官	指示	災害全般	<u>警察官がその現場にいない場合は、執行権限を有する</u>	・自衛隊法第94条第1項

(2) 警戒区域の設定権者

市長等は、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができます。

市長は、警戒区域の設定後は、警察官等の協力を得て、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施します。

総
則
編

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

計
画
編

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

表 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	実施要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は、災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するためには特に必要があると認めるとき	・災害対策基本法第63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき	・災害対策基本法第63条第2項
海上保安官	災害全般	同上	・災害対策基本法第63条第2項
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定	・消防法第28条第1項 ・消防法第36条第7項
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、津波又は高潮	水防上緊急の必要がある場所において、活動確保を主目的に設定	・水防法第21条

2 避難の指示の実施

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体、財産を災害から保護し、災害の拡大を防止するために特に必要と認めるときは、危険地域の市民等に対し、避難の指示を実施します。

なお、市長は、避難指示を行ったときは、速やかに県知事に報告します。

また、市長は、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努めます。

(1) 立退きの指示

市長は、市内において危険が切迫し、必要があると認める地域の必要と認める居住者等に対し立退きの指示を行います。

(2) 高齢者等避難の発令

市長は、高齢者等避難を発令することで、高齢者、障害者等の要配慮者に対して、災害に関する情報を着実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、早めの段階で避難行動を開始することを求めます。

また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけます。

(3) 緊急安全確保の発令

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち「切迫」している状況）において、避難所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、可能な範囲で「緊急安全確保」を発令し、命を守る行動を促します。

3 避難指示等の発令基準

- (1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、適切な避難指示等を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等を基に、避難指示等の発令基準等について、次のとおり定めます。
- (2) 発令の判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的かつ柔軟に判断します。また、避難対象地域の選定にあたっては、洪水浸水区域や土砂災害警戒区域等を考慮して行います。
- (3) 市長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとします。
- (4) 市長は、境川水系柏尾川、滑川水系滑川、神戸川水系神戸川の3河川について下表の基準を参考に、河川水位、降雨量、今後の気象予測及び河川巡視等から総合的に判断して、避難の必要がある場合に、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令します。

表 洪水（河川）の避難指示等基準

	柏尾川（神鋼橋）	滑川（大町橋）	神戸川（大津橋）
水防団待機水位	2.60m	1.60m	1.30m
氾濫注意水位	3.60m	2.00m	1.40m
避難判断水位	4.90m	2.00m	1.40m
氾濫危険水位	5.60m	2.30m	1.70m
高齢者等避難 【警戒レベル3】	1 神鋼橋の水位が避難判断水位の4.90mに到達した場合 2 神鋼橋の水位が4.35mに達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の鷹匠橋の水位が上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ③今後、上流域で継続して多量の降雨が予想される場合	大町橋の水位が一定の水位(2.00m)に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ②今後、上流域で継続して多量の降雨が予想される場合	大津橋の水位が一定の水位(1.40m)に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ②今後、上流域で継続して多量の降雨が予想される場合
	降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 その他、市長が必要と認めるとき		
避難指示 【警戒レベル4】	1 神鋼橋の水位が氾濫危険水位の5.60mに到達した場合 2 神鋼橋の水位が5.00mに達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇の	大町橋の水位が一定の水位(2.30m)に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)	大津橋の水位が一定の水位(1.70m)に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

総 則 編	第1編 地震・津波災害対策	計 画 編	第3編 その他の災害対策	
				第2編 風水害対策
				第4編 復旧・復興対策

	柏尾川（神鋼橋）	滑川（大町橋）	神戸川（大津橋）
	おそれがある場合 ①上流の鷹匠橋の水位が上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③今後、上流域で継続して多量の降雨が予想される場合	が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②今後、上流域で継続して多量の降雨が予想される場合	が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②今後、継続して多量の降雨が予想される場合
	高齢者等避難情報発令中に降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合		
	氾濫危険水位に達し、気象庁が発表する洪水警報の危険度分布が「極めて危険」が出現した場合		
	異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 避難指示発令中に降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 その他、市長が必要と認めるとき		
緊急安全確保 【警戒レベル5】	決壊や越水・溢水が発生した場合 気象庁より大雨特別警報又は記録的短時間大雨情報が発表され、異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 その他市長が認めるとき		

(5) 土砂災害

市長は、土砂災害に対する避難指示等について、下表の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害警戒区域等の巡視等からの報告を含め総合的に判断して発令します。

表 土砂災害の避難指示等基準

高齢者等避難 【警戒レベル3】	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「警戒」になり警報級の基準を超過した場合	その他、 市長が認めるとき
	大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合	
	台風の接近が予想される場合	
	消防隊等からの報告により、前兆現象が発見されたとき	
避難指示 【警戒レベル4】	土砂災害警戒情報が発表された場合	その他、 市長が認めるとき
	気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「非常に危険」になり、更に降雨が継続する見込みである場合	
	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合	
	各課等からの報告や住民、警察、消防団等からの通報で、前兆現象があった一帯の区域	

緊急安全確保 【警戒レベル5】	土砂災害警戒情報が発表され、かつ、気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布の「極めて危険」が発表された場合	
	土砂災害警戒情報が発表されており、更に大雨特別警報又は記録的短時間大雨情報が発表された場合	
	土砂災害が発生し、人的被害、物的被害の拡大が予想される場合	
	前兆現象が確認され、市民の生命、身体に危険が及ぶと想定される場合	
	土砂災害が市内で多数発生し、人的被害、物的被害が拡大した場合	
	気象庁より大雨特別警報又は記録的短時間大雨情報が発表され、土砂災害による人的被害、物的被害の拡大が予想される場合	

(6) 高潮

市長は、高潮に対する避難指示等について、下表の基準に従って発令します。

表 高潮の避難指示等基準

避難指示 【警戒レベル4】	高潮警報又は高潮特別警報が発表された場合	その他、市長が必要と認めるとき
	高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合	
	高潮注意報が発表されており、当該注意報に警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合	
	台風が接近し、上陸前に気象庁から特別警報発表の可能性がある旨の周知がなされた場合	
	水門、陸こう等の異常（水門・陸こう等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど）	
	異常な越波・越流の発生	
緊急安全確保 【警戒レベル5】	海岸堤防の倒壊した場合	

4 知事等への助言の要求

市長は、避難情報の対象地域、判断時期等について、必要があると認めるときは、指定行政機関の長、若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができます。

5 避難の指示の内容

市長等避難の指示を実施する者は、原則として次の内容を明示して行います。その際、危険の切迫性に応じて指示の伝達文の内容を工夫するなど、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達し、市民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

- (1) 警戒レベル
- (2) 避難を要する理由
- (3) 避難指示の対象地域
- (4) 避難先とその場所
- (5) 避難経路
- (6) 注意事項

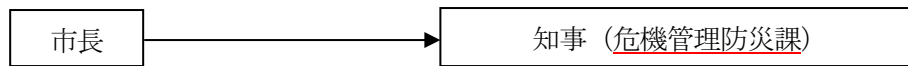
総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

6 避難措置の周知等

(1) 関係機関への報告

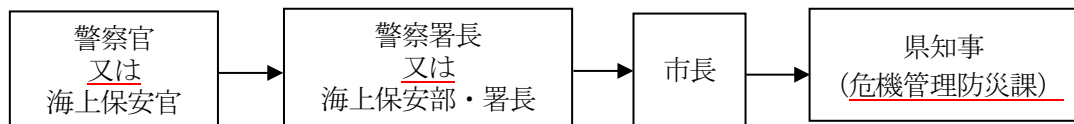
避難の指示を行った者は、次により必要な事項を報告（通知・連絡）します。

ア 市長の措置

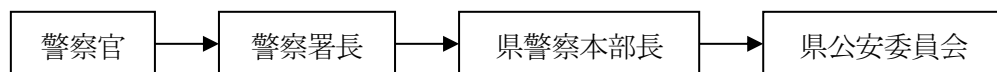


イ 警察官又は海上保安官の措置

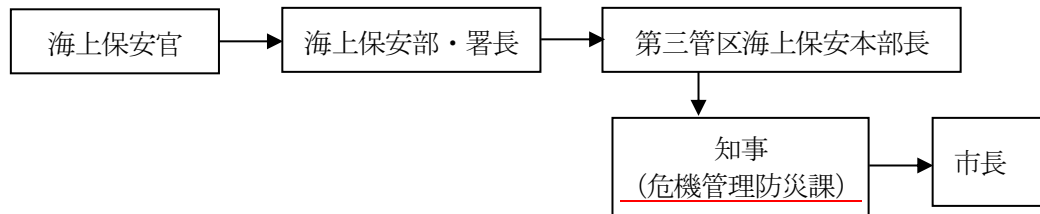
(ア) 災害対策基本法に基づく措置



(イ) 警察官職務執行法に基づく措置



(ウ) 職権に基づく措置



(エ) 自衛官の措置



(2) 市民への周知

ア 市は、自ら避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、防災行政用無線を始め、ケーブルテレビ（(株)ジェイコム湘南・神奈川）、ラジオ（鎌倉エフエム放送を含む）、鎌倉市防災・安全情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、市ソーシャルメディア（ツイッター等）、広報車等を通じた市民への迅速な周知に努めます。なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

イ 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、市民等の積極的な避難行動の喚起に努めます。

ウ 市は、周知に当たっては、避難先及び避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

総 則 編	第1編 地震・津波災害対策	計 画 編	第3編 その他の災害対策	
				第2編 風水害対策

7 避難誘導

避難者の誘導は、自主防災組織、市職員、警察官、消防団等が連携して行うものとし、誘導に当たっては、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮します。

第3 避難所等の開設

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所（ミニ防災拠点）を始めとし、災害の状況に応じて、補助避難所やその他避難所を開設します。

具体的な内容については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第3 避難所等の開設」を準用します。

第4 避難所の運営

避難所の運営については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第4 避難所の運営」を準用します。

ただし、この準用は、風水害等の規模に応じ、避難の長期化が見込まれる場合とします。

また、避難所では、災害発生からの時間の経過に伴い、運営上の課題等が変化することが予想されます。時期別の課題等については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第4 避難所の運営 2 避難所における時期別の課題等」を準用するとともに、災害発生前についても対策（安全点検等）を実施します。

第5 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第5 帰宅困難者対策」を準用します。

第6 広域避難・広域一時滞在

広域避難・広域一時滞在については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第6 広域避難・広域一時滞在」を準用します。

総 則 編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計 画 編	第3編
	その他の災害対策
	第4編
	復旧・復興対策

第8節 生活救援活動

総
則
編

【実施主体】

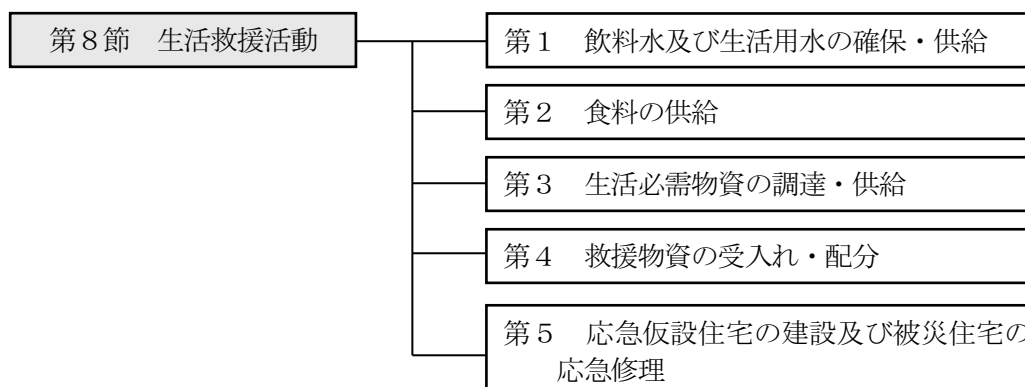
市	本部連絡班、商工班、財政班、公的不動産活用班、健康福祉班、都市整備班
関係機関	協定締結団体、自主防災組織

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

避難所の避難者や在宅避難者等の被災者に対する飲料水、食料、生活必需物資について、備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用等により確保し、早期に必要な物資を供給します。

【施策の体系】



第1 飲料水及び生活用水の確保・供給

飲料水及び生活用水の確保・供給については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第1 飲料水及び生活用水の確保・供給」を準用します。

第2 食料の供給

食料の供給については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第2 食料の供給」を準用します。

第3 生活必需物資の調達・供給

生活必需物資の調達・供給については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第3 生活必需物資の調達・供給」を準用します。

第4 救援物資の受入れ・配分

救援物資の受入れ・配分については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第4 救援物資の受入れ・配分」を準用します。

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

計
画
編

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

第5 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理

応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第5 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理」を準用します。

総 則 編	
第1編 地震・津波災害対策	
第2編 風水害対策	
第3編 その他の災害対策	
第4編 復旧・復興対策	

計
画
編

第9節 保健衛生、防疫、遺体対策等

総
則
編

【実施主体】

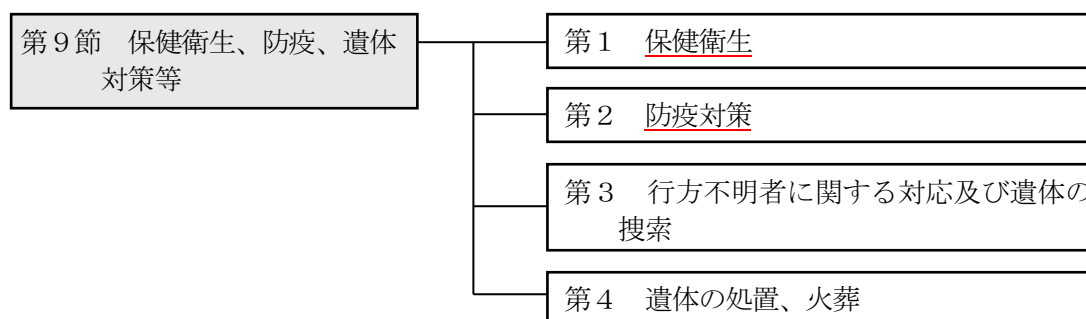
市	秘書広報班、市民健康班、健康福祉班、美化衛生班、清掃班、鎌倉班、大船班
関係機関	鎌倉保健福祉事務所、自衛隊、鎌倉警察署、大船警察署、神奈川県歯科医師会

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮します。また、行方不明者の搜索、死亡者の処置等について定めます。

【施策の体系】



第1 保健衛生

保健衛生については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第9節 第1 保健衛生」を準用します。

第2 防疫対策

防疫対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第9節 第2 防疫対策」を準用します。

第3 行方不明者に関する対応及び遺体の搜索

行方不明者に関する対応及び遺体の搜索については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第9節 第3 行方不明者に関する対応及び遺体の搜索」を準用します。

第4 遺体の処置、火葬

遺体の処置、火葬については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第9節 第4 遺体の処置、火葬」を準用します。

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第10節 要配慮者等支援対策

【実施主体】

市	本部連絡班、秘書広報班、地域班、調査班、市民健康班、健康福祉班、都市整備班
関係機関	市社会福祉協議会、鎌倉保健福祉事務所、社会福祉施設、自主防災組織、民生委員児童委員

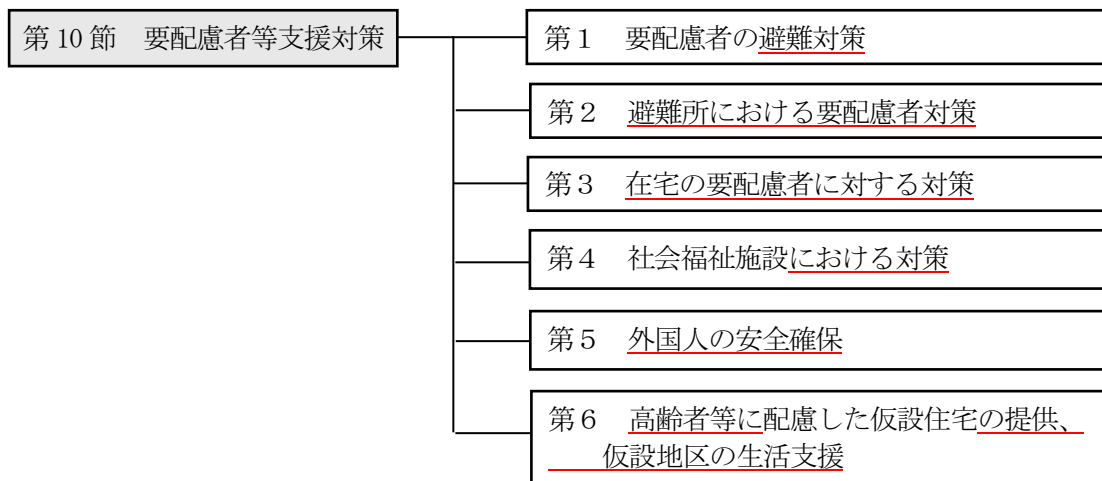
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

災害時において、要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にあります。

市及び社会福祉施設の管理者等は、地域住民の協力を得て、迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じます。

【施策の体系】



第1 要配慮者の避難対策

要配慮者の避難対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第1 要配慮者の避難対策」を準用します。

第2 避難所における要配慮者対策

避難所における要配慮者対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第2 避難所における要配慮者対策」を準用します。

第3 在宅の要配慮者に対する対策

在宅の要配慮者に対する対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第3 在宅の要配慮者に対する対策」を準用します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第4 社会福祉施設における対策

社会福祉施設における対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第4 社会福祉施設における対策」を準用します。

第5 外国人の安全確保

外国人の安全確保については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第5 外国人の安全確保」を準用します。

第6 高齢者等に配慮した仮設住宅の提供、仮設地区の生活支援

高齢者等に配慮した仮設住宅の提供、仮設地区の生活支援については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第6 高齢者等に配慮した仮設住宅の提供、仮設地区の生活支援」を準用します。

総 則 編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計 画 編	第3編
	その他の災害対策
第4編	
復旧・復興対策	

第11節 応急教育

【実施主体】

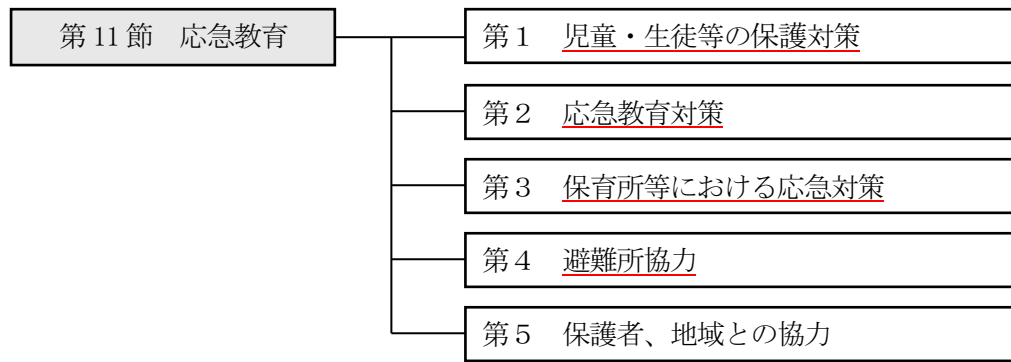
市	教育部（教育総務班、学務班、学校・学習施設）、健康福祉班
関係機関	公立学校、学校法人、保育所等、自主防災組織

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

災害時において、児童・生徒等の安全確保を図るとともに、学校教育及び保育の実施に万全を期すため、教育施設、教職員及び学用品等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図ります。

【施策の体系】



第1 児童・生徒等の保護対策

児童・生徒等の保護対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 第1 児童・生徒等の保護対策」を準用します。

第2 応急教育対策

応急教育対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 第2 応急教育対策」を準用します。

第3 保育所等における応急対策

保育所等における応急対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 第3 保育所等における応急対策」を準用します。

第4 避難所協力

避難所協力については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 第4 避難所協力」を準用します。

第5 保護者、地域との協力

保護者、地域との協力については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 第5 保護者、地域との協力」を準用します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第12節 文化財の災害応急対策

総
則
編

【実施主体】

市	調査班、警防班、鎌倉班、大船班、教育総務班、都市景観班、学校・学習施設
関係機関	文化財の所有者・管理者、神奈川県教育委員会、文化庁

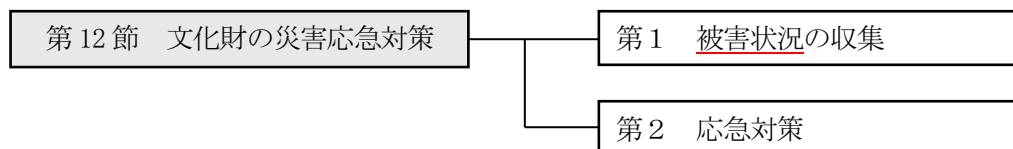
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、文化財等が貴重な財産であることを勘案して、被害状況の調査・把握に努めるとともに、指定文化財の災害応急対策を行います。

また、景観重要建造物等についても同様の対策を実施します。

【施策の体系】



第1 被害状況の収集

被害状況の収集については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第12節 第1 被害状況の収集」を準用します。

第2 応急対策

応急対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第12節 第2 応急対策」を準用します。

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

計
画
編

第13節 交通規制・緊急輸送対策

【実施主体】

市	本部連絡班、秘書広報班、公的不動産活用班、交通対策班、道路整備班
関係機関	神奈川県警察、神奈川県公安委員会、陸上自衛隊東部方面混成団隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、海上保安庁第三管区海上保安部、東日本旅客鉄道(株)、湘南モノレール(株)、江ノ島電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、神奈川中央交通(株)

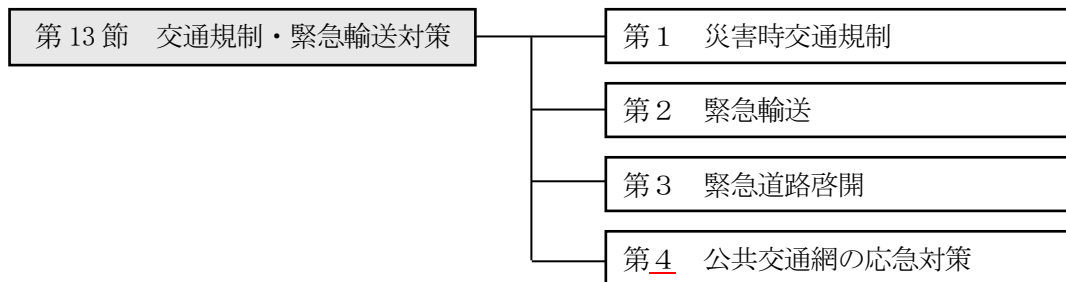
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

発災期初期における救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、迅速かつ適切に緊急輸送を実施します。

また、市民等の避難及び災害復旧活動の実施に必要な要員及び物資の輸送を、応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に実施します。

【施策の体系】



第1 災害時交通規制

災害時交通規制については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 第1 災害時交通規制」を準用します。

第2 緊急輸送

緊急輸送については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 第2 緊急輸送」を準用します。

第3 緊急道路啓開

緊急道路啓開については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 第3 緊急道路啓開」を準用します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第4 公共交通網の応急対策

公共交通網の応急対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 第4 公共交通網の応急対策」を準用します。

総 則 編	
第1編 地震・津波災害対策	
第2編 風水害対策	
第3編 その他の災害対策	
第4編 復旧・復興対策	

第14節 警備・救助対策

【実施主体】

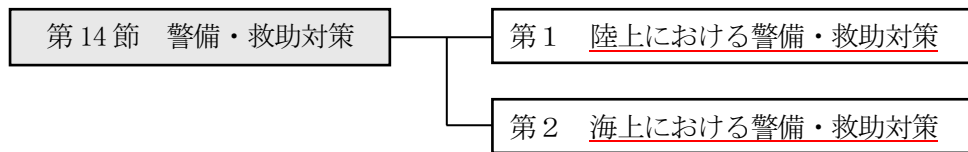
市	本部連絡班
関係機関	神奈川県警察本部、鎌倉警察署、大船警察署、神奈川県公安委員会、海上保安庁第三管区海上保安本部

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市及び県警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて迅速・的確な災害応急対策等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

【施策の体系】



第1 陸上における警備・救助対策

陸上における警備・救助対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第14節 第1 陸上における警備・救助対策」を準用します。

第2 海上における警備・救助対策

海上における警備・救助対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第14節 第2 海上における警備・救助対策」を準用します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第15節 ライフラインの応急復旧

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

【実施主体】

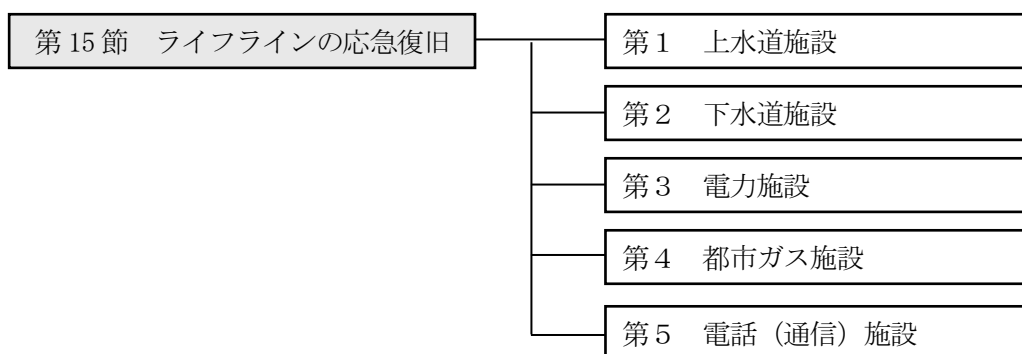
市	秘書広報班、職員班、公的不動産活用班、下水道河川班
関係機関	企業庁鎌倉水道営業所、東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社、東京ガスネットワーク(株)、東日本電信電話(株)神奈川事業部、KDDI(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション(株)、ソフトバンク(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店、楽天モバイル(株)

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市や関係機関は、災害により、ライフライン施設に支障が生じた場合は、直ちに被害状況等を調査・把握し、二次災害の防止、被災者生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに実施します。

【施策の体系】



第1 上水道施設

上水道施設については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 第1 上水道施設」を準用します。

第2 下水道施設

下水道施設については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 第2 下水道施設」を準用します。

第3 電力施設

電力施設については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 第3 電力施設」を準用します。

第4 都市ガス施設

都市ガス施設については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 第4 都市

ガス施設」を準用します。

第5 電話（通信）施設

電話（通信）施設については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 第5 電話（通信）施設」を準用します。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

第16節 ごみ収集・処理対策

総
則
編

【実施主体】

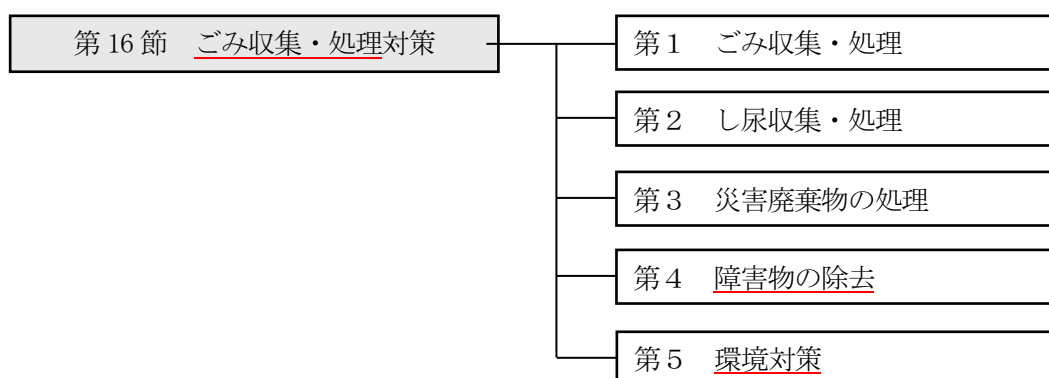
市	本部連絡班、環境部（環境政策班、美化衛生班、清掃班）
---	----------------------------

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、「鎌倉市災害廃棄物等処理計画」に基づき、ごみ収集・処理、し尿の収集・処理、仮設トイレの設置等を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図ります。

【施策の体系】



第1 ごみ収集・処理

ごみ収集・処理については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第16節 第1 ごみ収集・処理」を準用します。

第2 し尿収集・処理

し尿収集・処理については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第16節 第2 し尿収集・処理」を準用します。

第3 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第16節 第3 災害廃棄物の処理」を準用します。

第4 障害物の除去

障害物の除去については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第16節 第4 障害物の除去」を準用します。

第5 環境対策

環境対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第16節 第5 環境対策」を準用します。

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

計
画
編

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

第17節 被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動

【実施主体】

市	本部連絡班、秘書広報班、調査班
関係機関	金融機関等

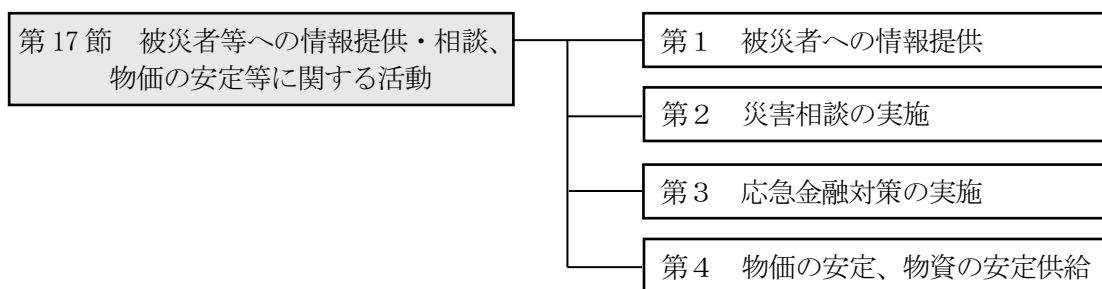
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、関係機関と連携して、市民に対し正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解決するために、総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

【施策の体系】



第1 被災者への情報提供

被災者への情報提供については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第17節 第1 被災者への情報提供」を準用します。

第2 災害相談の実施

災害相談の実施については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第17節 第2 災害相談の実施」を準用します。

第3 応急金融対策の実施

応急金融対策の実施については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第17節 第3 応急金融対策の実施」を準用します。

第4 物価の安定、物資の安定供給

物価の安定、物資の安定供給については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第17節 第4 物価の安定、物資の安定供給」を準用します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第18節 災害救援ボランティアの受入れと活動

総
則
編

【実施主体】

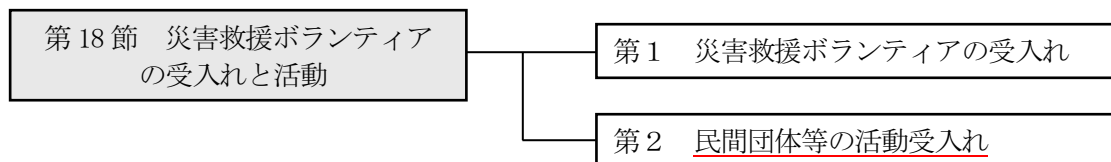
市	本部連絡班
関係機関	市社会福祉協議会、鎌倉青年会議所、自主防災組織、民間団体等

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合において、市及び関係機関は、鎌倉市災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災地におけるボランティア活動を推進します。

【施策の体系】



第1 災害救援ボランティアの受入れ

災害救援ボランティアの受入れについては、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第18節 第1 災害救援ボランティアの受入れ」を準用します。

第2 民間団体等の活動受入れ

民間団体等の活動受入れについては、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第18節 第2 民間団体等の活動受入れ」を準用します。

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

計
画
編

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

第19節 災害救助法の適用

【実施主体】

市	健康福祉班
---	-------

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、市内に一定規模以上の災害が発生し、災害救助法による救助を実施すると判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行い、必要な救助を実施します。

【施策の体系】



第1 災害救助法の適用基準と手続き

災害救助法の適用基準と手続きについては、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第19節 第1 災害救助法の適用基準と手続き」を準用します。

総
則
編

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

計
画
編

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

総 則 編	
第1編 地震・津波災害対策	
第2編 風水害対策	
第3編 その他の災害対策	
第4編 復旧・復興対策	

計
画
編

第3編

その他の災害対策

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 **その他の災害対策**

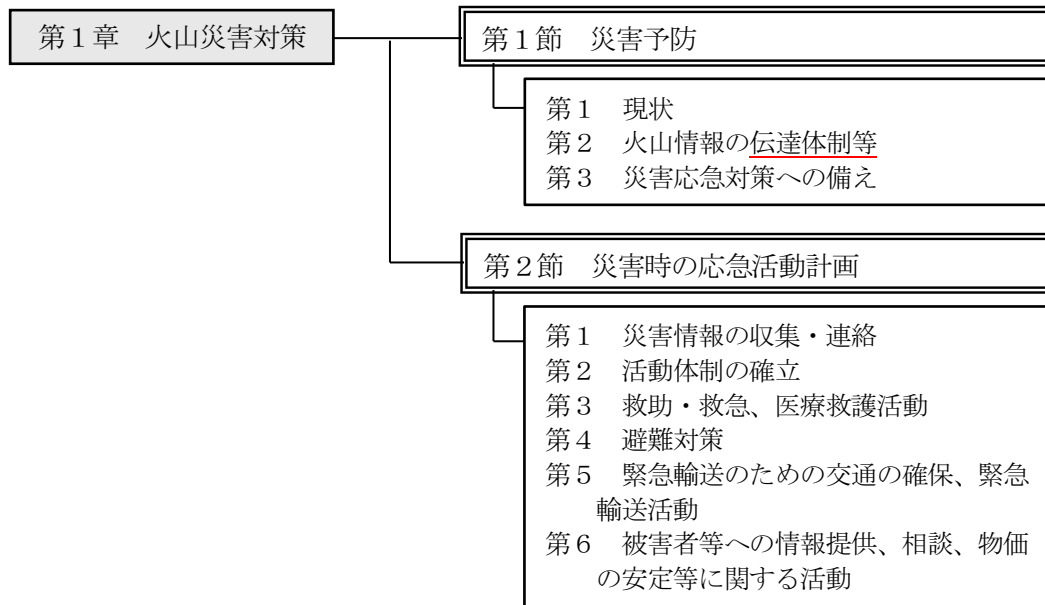
第4編 復旧・復興対策

計
画
編

第1章 火山災害対策

火山災害について、箱根山及び富士山の火山情報の伝達、迅速な避難誘導等の必要な事項について定めます。

【施策の体系】



第1節 災害予防

第1 現状

市に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。

このうち、富士山については、特に東日本大震災以降、火山専門家等から、噴火の可能性について様々な指摘がなされています。

このため、国は、噴火に備え、火山専門家、3県（静岡県、山梨県、神奈川県）及び周辺市町村と合同で「富士山火山防災対策協議会」を設立し、平成27年（2015年）3月に「富士山火山広域避難計画」を策定しました。

本市は、同計画に基づく避難対象エリアに含まれていないものの、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会）によると、富士山の大規模な噴火（宝永4年（1707年）の宝永の噴火と同程度の噴火）が発生した場合、市の一部において、10～30cmの降灰が堆積することが想定されています。

火山灰で命を落とす危険性は小さいものの、吸い込むことによる呼吸器への影響や灰が眼に入ること、炎症等を引き起こすことがあり、コンタクトレンズを着用している場合は特に注意が必要となります。

また、車の走行時には視界が悪くなり、スリップを引き起こしやすくなるほか、木造家屋では、屋根に30cm以上の降灰が堆積すると、屋根が抜けたり建物が倒壊したりするおそれがあります。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

○ 箱根山の概要

箱根山は、いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山です。

箱根火山は噴火の歴史記録はありませんが、地質調査により12～13世紀頃に3回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが最近の研究で明らかになりました。これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではありませんが、観光地化が極めて進んでいる箱根においては重要視すべきものです。なお、同様の噴火は3,000年前頃と2,000年前頃にもあったことが知られています。

その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の4つの噴気地帯では噴気活動が継続しています。大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。

気象庁では、令和元年（2019年）10月7日に、箱根火山の噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）から1（活火山であることに留意）」に引き下げました。

また、県では、県温泉地学研究所が中心となって観測体制を整備し、独自の観測網により箱根火山の監視・観測調査を行っています。

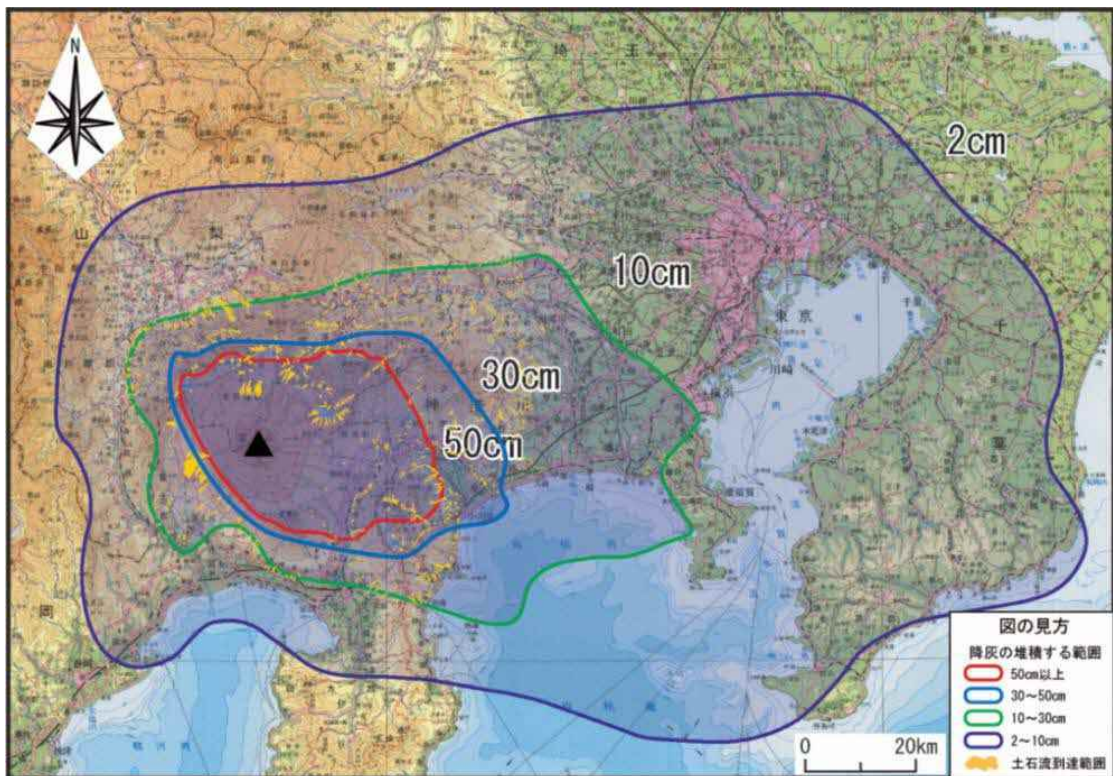
○ 富士山の概要

富士山は、山梨県と静岡県にまたがり、小御岳（こみたけ）・古富士の両火山上に生成した成層火山で日本の最高峰であり、体積は約400km³、基底は直径50kmの大きさです。主に玄武岩からなりますが、宝永4年（1707年）にはデイサイト・安山岩の軽石・スコリアも噴出しました。側火山が約100個あります。

標高2,450m以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しくなっており、「大沢崩れ」として知られております。

火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁等において、監視・観測が行われています。

図 富士山降灰可能性マップ



※このマップは、富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年（2004年）に作成したもので、宝永4年（1707年）の宝永噴火と同程度の大規模噴火を想定し、様々なケースの降灰の数値シミュレーション結果を包括した影響範囲図です。そのため、一度の噴火で全ての範囲に火山灰が堆積するものではなく、また、中小規模噴火の場合は、降灰の厚さがこれを下回ることとなります。

表 大量の降灰の社会的影響及び健康被害

項目	内容
発生条件	高い噴煙柱が形成された場合に大量降灰となる。
発生タイミングと速度	噴火と同時に発生した噴煙から落下。火口からの距離によって数分から数時間で地上に到達。
危険性	<ul style="list-style-type: none"> ・直接死傷する危険性はほとんどない。 ・火口周辺や風下等、高温の火山灰・火山れきが大量につもる場合は、木造家屋が火災を起こす危険性がある。 ・屋内運動場等の避難所でも降灰の重量で被害を受けるものがある。 ・降灰中の屋外作業は転倒・車両走行不能・交通事故の危険性がある。 ・降灰により道路上で車両が立ち往生した場合にはその後の道路確保を困難にする。 ・交通機関が広域的に停止し、停電・信号故障が発生する可能性もあり、救援活動も停滞する。灰粒子浮遊により、航空機は飛べなくなる。 ・交通支障により、生活物資の搬送が行えなくなる。 ・経済活動に広域のかつ甚大な影響を与える。 ・積もった降灰から火山ガスが発生する場合があります、風通しの悪い場所では火山ガス中毒の危険性もある。 ・降灰によって発生した土石流等によって流出した土砂が河床上昇を引き起こし、洪水氾濫の危険性が増大する。 ・土石流・浸水被害が続く。
健康被害	<p>目や呼吸器系、皮膚についての影響が考えられる。</p> <p>【目】 火山灰のかけらによって目の痛みを伴う角膜の引っかき傷や結膜炎等</p> <p>【呼吸器系】 一般的な短期間の症状として、鼻の炎症と鼻水、喉の炎症と痛み・乾いた咳。呼吸器系の基礎疾患や喘息・気管支炎の患者の場合は、空せき・痰、ぜーぜーとした呼吸・息切れ等</p> <p>【皮膚の症状】 火山灰が酸性である場合に炎症を起こすことが想定され、皮膚の痛みや腫れ、引っかき傷からの二次感染が挙げられる。</p>

特
徴

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

資料：富士山火山広域避難計画検討委員会中間報告書資料編（令和4年（2022年）2月、富士山火山広域避難計画検討委員会）
火山災害対策特別調査委員会活動報告書（平成30年（2018年）3月、日本建築学会火山災害対策特別調査委員会）

第2 火山情報の伝達体制等

活動火山対策特別措置法第三章（円滑な警戒避難の確保）の規定に基づき、火山情報伝達体制等について、必要な事項を定めます。

1 噴火警報等の発表と伝達

(1) 噴火警報等の種類と発表

ア 噴火警報・予報、噴火警報レベル

① 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表します。

(イ) 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表します。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表します。

(ウ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。市民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

表 噴火警戒レベル一覧

種別	名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域)	<u>噴火警報</u>	居住地域及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
				<u>レベル4 (高齢者等避難)</u>	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警報	噴火警報 (火口周辺)	<u>火口周辺 警報</u>	火口から居住 地域近くまでの 広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し 離れた所まで の火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火警報	—	火口内等	レベル1 <u>(活火山である ことに留意)</u>	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

イ 降灰予報（気象庁により発表）

（ア）降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表します。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供します。

（イ）降灰予報（速報）

- ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。
- ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに（5～10分程度※）で発表します。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。

（ウ）降灰予報（詳細）

- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表します。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。
- ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表します。
- ・観測値をもとに詳細な計算を行い、噴火後20～30分程度※で発表します。
- ・噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時刻をお知らせします。

※ 噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがあります。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

ウ 火山現象に関する情報

表 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
<u>噴火速報</u>	<u>周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報</u>	<u>随時</u>
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	<u>写真</u> や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月 <u>1 か月</u> 間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

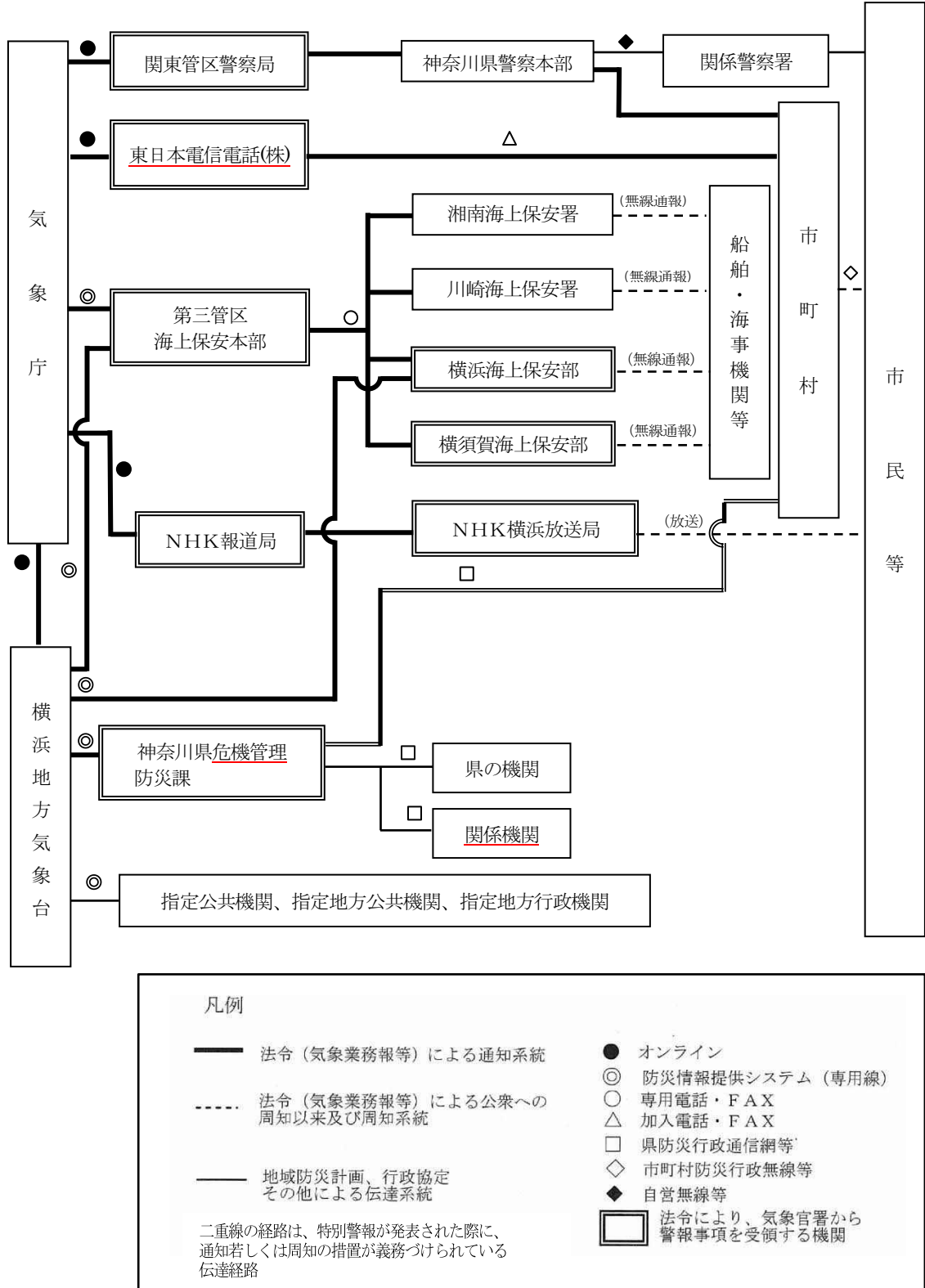
第4編 復旧・復興対策

計
画
編

2 噴火警報等の通報及び伝達体制

噴火警報等の通報及び伝達系統は、おおむね次のとおりとします。

図 噴火警報等の伝達系統図



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 其他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

第3 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

ア 市は、県及び関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図り、災害情報受伝達体制を強化します。

イ 市は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

(2) 被災者支援に関する情報システムの構築等

ア 市は、罹災証明書の発行、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するシステムの導入や体制の整備に努めます。

イ 市は、市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

消防本部は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

ア 消防本部は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部・消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。

イ 消防本部は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画をたて、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。

(3) 医療救護活動

市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

3 避難誘導

(1) 市は、避難場所をあらかじめ指定し、平常時から市民や観光客等への周知徹底に努めます。

(2) 市は、事前に自治会、民生委員児童委員等の活動を通じて、在宅の高齢者・障害者等の所在を「避難行動要支援者名簿」、「要配慮者マップ」等により個人情報に配慮しつつ把握し、災害時に迅速に避難できるように努めます。

(3) 市及び社会福祉施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導・搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

(4) 市は、高齢者・障害者等の二次的避難所として、設備・体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ、施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努めます。

4 降灰等対策

市は、国・県及び関係機関等と連携し、降灰による経済活動、市民生活等に及ぼす影響を軽減するため、火山噴火時の降灰対策等について検討します。

(1) 降灰による影響

- ア 火山灰を吸い込むと、直ちに生命に危険がおよぶことはありませんが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなる等、健康被害のおそれがあります。
- イ 火山灰が目に入ること、炎症等を引き起こすことがあります。コンタクトレンズを着用している方は特に注意が必要となります。
- ウ 屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、除灰するか堅ろうな建物への避難が必要になります。特に降雨により水分を含んだ場合は、倒壊の危険性が高まります。木造家屋等では、屋根に30cm以上の火山灰の堆積により、屋根が抜けたり、建物が倒壊したりするおそれがあります。
- エ 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空等の交通機関に影響をおよぼすことが考えられ、状況によっては、その影響は広い範囲におよびます。
- オ 降灰後の降雨により、土石流発の発生の可能性が高まります。
- カ 河川の上流域で多量の降灰があった場合、支流や溪流からの土砂の流入により本河道の河床が上昇するため、洪水の危険性が高まります。

(2) 火山灰から身を守るために講ずること

ア 自動車等の運転を控える

自動車が巻き上げる火山灰が視界やスリップ等の更なる運転条件悪化につながります。原則として、自動車の運転を控えることとし、どうしても運転しなければならない場合は、十分な車間距離を保って、徐行運転を心がけるようにします。

イ 家庭内の火山灰を減らす

可能な限り、全てのドアと窓を閉めるようにします。

ウ 防護

しっかりとした防じんマスクを着用するものとし、防じんマスク等がない場合は、衣類等から作った即席の布製マスクで、のどや目に痛みを起こす大きめの火山灰粒子を防ぐようにします。布を水で湿らせればより効果的です。

エ 目の防護

できる限り、ゴーグルや眼鏡をかけ、コンタクトレンズは使用しないようにします。

オ 清掃

堆積した火山灰を清掃するには、乾いたままだと、大量の火山灰をあびることとなるので避けるべきです。

事前に水をかけると作業はしやすくなるが、水を含むと重量が増すため、特に屋根の上での作業には注意が必要です。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

5 防災知識の普及

(1) 市民等への防災知識の普及

市は、国及び県と連携して、火山災害について市民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供・普及啓発に努めます。

(2) 観光客等への防災知識の普及

市は、観光協会等の関係機関と連携して、火山防災知識の普及啓発に努めます。

(3) 児童・生徒等への防災知識の普及

公立学校は、授業等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育の推進に努めます。

第2節 災害時の応急活動計画

【実施主体】

市	本部連絡班、公的不動産活用班、秘書広報班、市民健康班、交通対策班、道水路管理班、警防班、鎌倉班、大船班、消防団
関係機関	陸上自衛隊、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会、鎌倉市薬剤師会、鎌倉警察署、大船警察署、 <u>自主防災組織</u>

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

第1 災害情報の収集・連絡

1 災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況・建築物の被害・火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

2 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

3 通信手段の確保

市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な人員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を県に要請します。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

(1) 市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、降灰により通行できない道路の啓開等必要な措置を講じます。

(2) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市災害対策本部を設置します。

(3) 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

2 広域的な応援体制

- (1) 市長は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 市長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊の長（陸上自衛隊東部方面混成団長）に被害の状況等を通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。
なお、市長は、この通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知します。

第3 救助・救急、医療救護活動

災害発生時、市民の一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る」とともに、被災者の救出・救護活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、市は、関係機関と一体となって被災者の救出・救援、消火及び医療救護活動を行います。

関連箇所：風水害応急対策計画「第5節 救助・救急活動」、「第6節 医療救護活動」

第4 避難対策

市は、災害発生後、人命の安全を第一に被災市民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所や災害危険箇所等の所在・災害の概要・その他避難に関する情報の提供に努めます。

市民は、あらかじめ指定されている避難場所を平常時から把握するとともに、避難指示等が発令された場合には、直ちに安全に十分配慮しながら避難します。

なお、市は、2cmを越える降灰が予測される場合は屋内避難を呼びかけ、30cmを越える降灰が予測される場合は建物倒壊等のおそれがあるため、堅ろうな建物への避難を呼びかけます。

また、降灰後に大雨警報が発表された場合は、土石流発生のおそれがあるため、危険区域の市民に対して避難の指示を行います。

関連箇所：風水害応急対策計画「第7節 避難対策」

第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

災害発生後、特に初期には、救助・救急、医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、県警察及び市は、一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、市は、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空の様々な手段を利用し、緊急輸送道路の確保に努めるなど、総合的な緊急輸送を実施します。

関連箇所：風水害応急対策計画「第13節 交通規制・緊急輸送対策」

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策	

第6 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、火山災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設、公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。

また、市は、被災者から寄せられる生活上の不安や要望に応えるため、被災者の相談に応じるとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

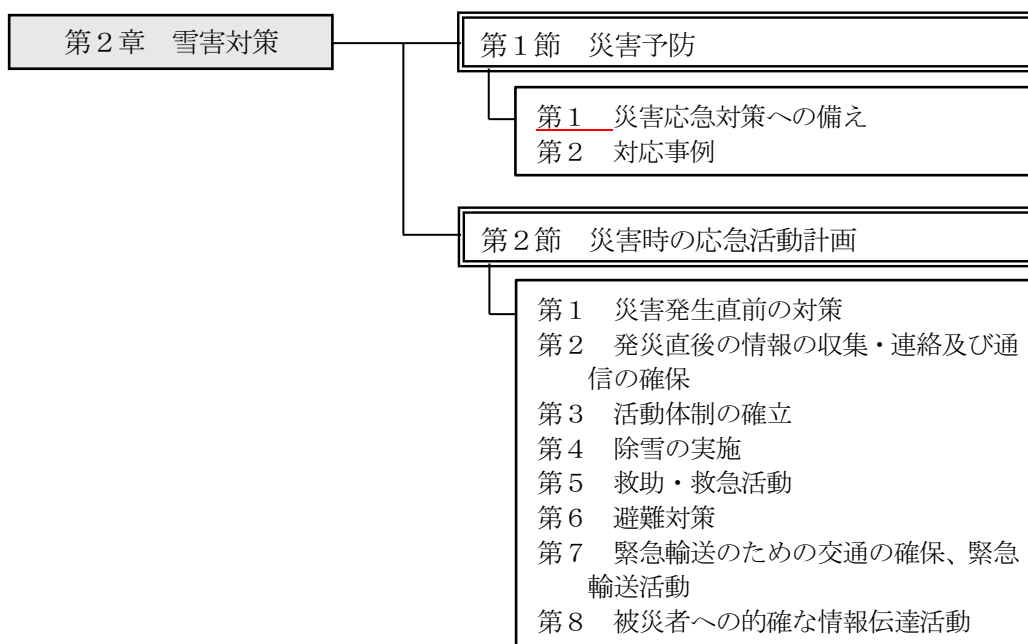
関連箇所：風水害応急対策計画「第17節 被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動」

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

第2章 雪害対策

積雪に伴う転倒や交通事故による人的事故、鉄道やバス等の運休、電線の切断による停電等ライフラインの被害等の雪害対策について必要な事項を定めます。

【施策の体系】



第1節 災害予防

第1 災害応急対策への備え

1 ライフライン施設等の機能の確保

市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。

2 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 市は、県及び関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図り、災害情報受伝達体制を強化します。
- (2) 市は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。
- (3) 除雪体制の整備

市は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険だったりする場合においては、必要に応じて、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

再点検を行うよう努めます。

2 救助・救急活動

消防本部は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めます。

表 平成30年（2018年）1月大雪の概要

平成30年（2018年）1月22日から23日にかけて、低気圧が本州の南海上を急速に発達しながら東北東に進んだため、関東甲信地方を中心に大雪となりました。神奈川県では、22日昼前から雪が降り始め、本市では22日夜遅くに15cmの積雪を観測しました。

この大雪の影響により、市内では、歩行中の転倒等による9名の負傷者が発生しました。

項目	内容
市の体制	◆1月22日（月） 08.50 災害警戒本部調整会議の開催 16.15 災害警戒本部の設置
	◆1月23日（火） 08:02 災害警戒本部解散、通常体制に移行
気象状況等	・大雪警報、風雪、着雪注意報（22日16:58発表、23:30解除） ・積雪の状況 15cm（22日21:00時点）
被害等	・人的被害 負傷者9名（軽症8名、中等症1名） （歩行中転倒5、バイク転倒2、自動車事故2） （平成30年（2018年）1月23日午前10時現在）

資料：鎌倉市

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

第2節 災害時の応急活動計画

【実施主体】

市	本部連絡班、公的不動産活用班、秘書広報班、道水路管理班、道路整備班、作業班、鎌倉班、大船班、消防団
関係機関	横浜地方気象台、陸上自衛隊、企業・事業所、宿泊施設・商業施設等の管理者、東日本旅客鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、 <u>自主防災組織</u>

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

第1 災害発生直前の対策

1 雪害に関する警報等の伝達

- (1) 横浜地方気象台は、大雪の現象に伴う災害及び被害の発生するおそれのある場合、警報又は注意報を発表し、市民や関係機関に警戒又は注意を喚起します。
- (2) 市は、伝達を受けた警報等を防災行政用無線等により、市民等へ伝達します。
また、市は、大雪、暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達します。

2 警報の発表に伴う配備体制

市は、あらかじめ定めている配備計画に基づき事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

第2 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

- (1) 被害規模の早期把握のための活動
市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等・被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたります。
- (2) 災害発生による被害情報の収集・連絡
市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 応急対策活動情報の連絡
市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

2 通信手段の確保

市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な人員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。

第3 活動体制の確立

1 市の活動体制

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

- (1) 市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市災害対策本部を設置します。
- (3) 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

2 広域的な応援体制

市長は、本市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

3 自衛隊の災害派遣

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊東部方面混成団長）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長（陸上自衛隊東部方面混成団長）に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

第4 除雪の実施

市は、災害を防止するため、除雪を実施するものとします。また、降雪時パトロール及び除雪箇所一覧の分担により対応します。

第5 救助・救急活動

市は、関係機関と一体となって、大雪により孤立した者等、被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

関連箇所：風水害応急対策計画「第5節 救助・救急活動」

第6 避難対策

1 避難誘導の実施

- (1) 市長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行うとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施します。
- (2) 避難誘導にあたって、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。
- (3) 情報の伝達、避難誘導の実施にあたって、要配慮者に十分配慮するよう努めます。

2 帰宅困難者への対応

- (1) 市は、必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとと

もに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達、医療機関との連携等を行います。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。

- (2) 企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者等が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。
- (3) 旅館・ホテル等の宿泊施設及び商業施設等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。
- (4) 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて、県及び市町村の情報伝達等に基づき地域の避難所等を案内するものとします。

関連箇所：風水害応急対策計画「第7節 避難対策」

第7 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保

(1) 交通情報の広報

交通規制が実施された場合、市は、直ちに市民等への周知徹底に努めます。

(2) 道路の応急復旧等

市は、早急に市域内の道路の被害状況を把握し、県等に報告します。

また、市は、道路上の障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い、道路の機能確保に努めます。

2 緊急輸送

市は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼します。

関連箇所：風水害応急対策計画「第13節 交通規制・緊急輸送対策」

第8 被災者への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

- (1) 市は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者・障害者・観光客・外国人等に配慮した伝達を行います。

- (2) 市は、情報伝達にあたっては、被災者が必要とする情報を十分把握し、防災行政用無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。

関連箇所：風水害応急対策計画「第2節 情報収集・伝達・広報」

総 則 編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計 画 編	第3編
	その他の災害対策
	第4編
	復旧・復興対策

第3章 放射性物質災害対策

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

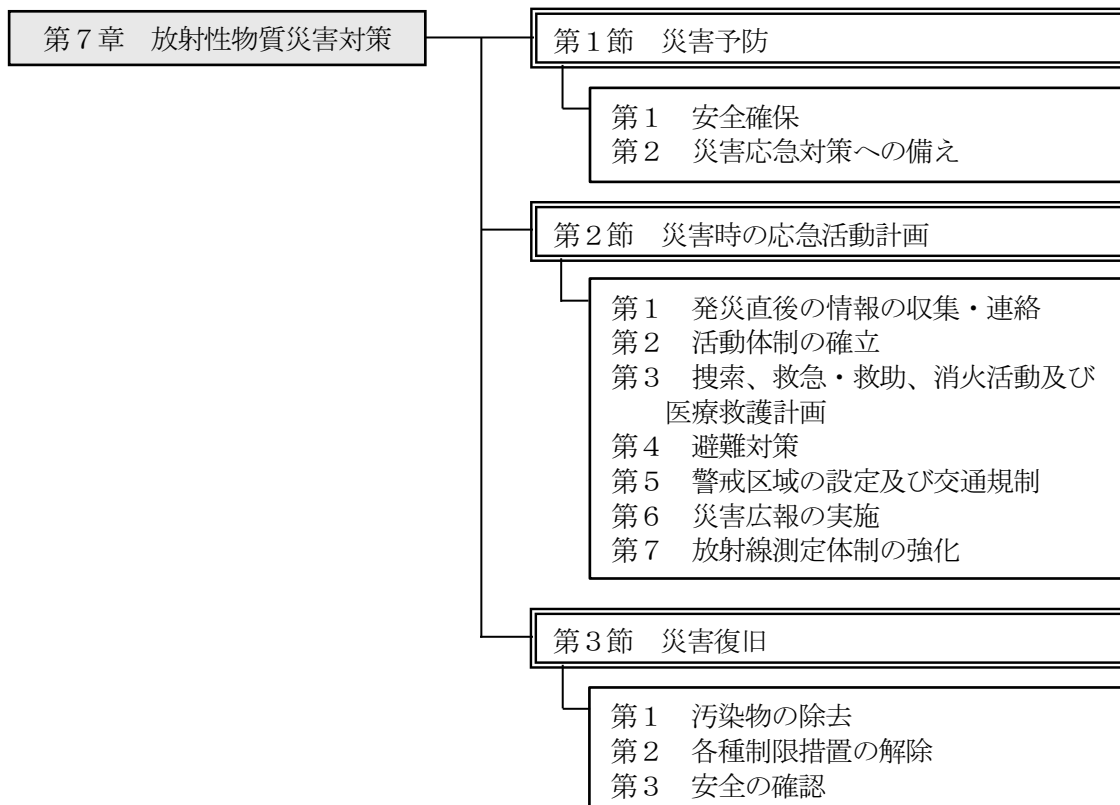
原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて原子力規制委員会等の国の所管となっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられていますが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等(以下、「放射性物質」という。)による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて円滑な対策活動の実施が図れるよう、本市においても災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定めます。

本市には、放射性物質取扱事業所が立地しており、そこで事故等が発生した場合には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、原子力規制委員会及び事業所が防災対策を講ずることとされています。

本章では、これらの事業所において不測の事態が発生した場合に備え、市として必要な事項について定めます。

なお、市外に立地する原子炉に関し、原子力事業者による運転等に起因する事故等への対応については、国及び神奈川県地域防災計画「原子力災害対策計画」による県の指示等に基づき、本計画を準用し、市として必要な措置を講ずることとします。

【施策の体系】



第1節 災害予防

第1 安全確保

1 事業所に対する指導

市は、放射性物質災害に係る安全確保を図るため、放射性物質取扱事業者及び運搬事業者（以下、「放射性物質取扱事業者等」という。）に対し、次の事項について指導します。

- (1) 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- (2) 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- (3) 自主防災体制の強化
- (4) 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- (5) その他必要な事項

2 安全確保に関する協定等

市は、必要に応じて放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策に万全を期すよう努めます。

- (1) 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- (2) 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- (3) 事故発生時等の応急措置に関する事項
- (4) その他必要な事項

3 放射性物質に関する教育及び知識の普及

(1) 消防担当職員の教育

消防本部は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、県、国及び関係機関と連携して、関係職員に対し、次の事項について教育を実施します。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ウ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- エ その他必要と認める事項

(2) 市民に対する知識の普及・啓発

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、県、その他関係機関と協力して、市民に対し、放射性物質に関する知識の普及・啓発に努めます。

第2 災害応急対策への備え

1 放射性物質災害に対する防災体制の整備

(1) 市の防災体制の整備

ア 市は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から県と連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努めます。

イ 消防本部は、放射性物質取扱事業所等（放射性物質の事業所外の輸送中を含む）の火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止等の

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

ため、消防活動体制の整備に努めます。

(2) 放射性物質取扱事業所等の把握

市及び消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努めます。

2 情報伝達体制の充実強化

市及び消防本部は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から国、県及び関係機関相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努めます。

また、夜間、休日の場合等においても対応できるよう、体制の整備を図ります。

3 広報体制の整備

(1) 広報手段の整備

市及び消防本部は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、周辺住民に提供すべき情報の項目について整理するとともに、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等要配慮者に対し、災害情報が迅速、かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の整備に努めます。

主な広報手段は、次のとおりです。

- ア 防災行政用無線
- イ 防災安全情報メール
- ウ 広報車
- エ 放送機関への放送要請
- オ 報道機関への要請
- カ 市ホームページへの掲載 等

(2) 広報の内容

市が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は、次のとおりです。

- ア 災害等の状況及び今後の予測
- イ 被害状況と応急対策の実施状況
- ウ 避難場所、避難方法
- エ 市民のとるべき措置及び注意事項
- オ その他必要な事項

4 救急・救助、消火及び医療救護体制の整備

(1) 救急・救助、消火体制の整備

- ア 消防本部は、消防組織の強化に努めるとともに、平常時から消防団、自衛消防隊及び自主防災組織等と連携強化を図ります。
- イ 消防本部は、消防力の整備指針・消防水利の基準に適合するよう整備計画をたて、消防施設、救急車等の消防車両及び放射線防護服、放射線測定器等の放射線防護資機材の整備、維持管理に努めます。

(2) 医療救護体制の整備

市は、県医療救護計画に基づき、医療救護活動体制の整備に努めます。この際、県内の被爆医療機関を事前に把握し、平常時から連携の保持に努めます。

総
則
編

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

計
画
編

また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

5 広域応援体制の拡充

市及び消防本部は、現有の消防力では対応できない大規模な放射性物質災害に対応するため、県下消防相互応援協定及び県内消防広域応援実施計画に基づく応援体制、自衛隊及び関係機関等との相互応援体制の整備に努めます。

6 避難体制

市は、避難場所等をあらかじめ指定し、平常時から市民への周知徹底に努めます。

第2節 災害時の応急活動計画

【実施主体】

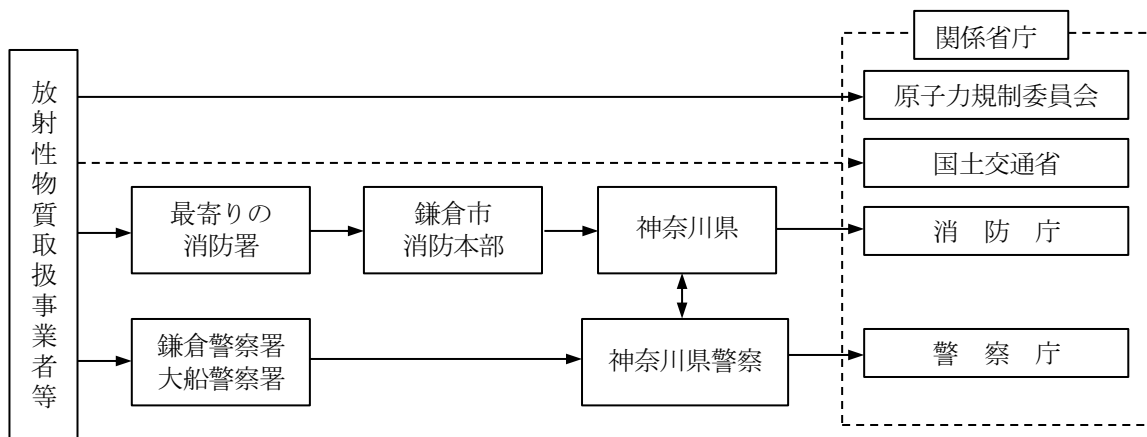
市	本部連絡班、秘書広報班、環境政策班、市民健康班、道水路管理班、消防部
関係機関	放射性物質取扱事業者、神奈川県警察、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会、鎌倉市薬剤師会

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

図 放射性物質取扱事業所等の事故発生時の連絡系統図



総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

総 則 編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計 画 編	第3編
	その他の災害対策
第4編	
復旧・復興対策	

(1) 事故情報等の連絡

ア 放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、市、消防本部及び警察へ連絡します。なお、工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む）において事故が発生した場合は、国土交通省に連絡します。

イ 市は、放射性物質取扱事業者等から事故が発生した旨の連絡を受けた場合は、速やかに県等の関係機関に連絡します。

(2) 放射性物質取扱事業者等の事故発生による被害情報の収集・連絡

ア 放射性物質取扱事業者等は、被害状況を原子力規制委員会、市、消防本部及び警察に連絡します。なお、工場又は事業所の外での運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）における事故の場合は、国土交通省に連絡します。

イ 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 放射性物質取扱事業者等は、原子力規制委員会（工場又は事業所の外において事故が発生した場合は、国土交通省）及び市（に応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡します。

イ 市は、応急対策等の活動状況を県に報告するとともに、応援の必要性を連絡します。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

(1) 市は、放射性物質の漏えい等による事故の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、市災害対策本部を設置して、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施します。

ア 救出救助・救急活動

イ 消火活動

ウ 医療救護活動

エ 周辺住民等に対する災害広報

オ 警戒区域の設定

カ 周辺住民等に対する屋内退避、避難の指示、避難誘導

キ 避難所の開設、運営管理

ク その他必要な措置

(3) 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

2 広域応援体制

市長は、災害の状況により広域応援の要請を行うほか、放射性物質の特殊性を勘案し、必要に応じ、県を通じて、国に専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請します。

3 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を取るため必要があると認めたときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を行います。

第3 搜索、救急・救助、消火活動及び医療救護計画

1 搜索、救急・救助、消火活動

消防部は、「鎌倉市消防計画」に基づき、区域内における救急・救助、消火活動等を行うほか、被災者の早急な把握及び被爆管理に努めます。

市は、大規模な放射性物質災害において、多数の傷病者が発生した場合は、迅速・的確な救助活動を行うとともに、傷病者に対してトリアージを実施し、緊急性や重症度に応じて、治療の優先順位を決定して病院選定、搬送を行います。

消防部は、消火活動を含む消防活動の実施にあたっては、災害の特殊性から県、国及び事業者との緊密な連携により、消防隊等の被ばく、汚染の防止及び施設内外への汚染拡大の防止を図りながら消防活動を実施します。

また、市域外で発災した場合、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

関連箇所：風水害応急対策計画「第5節 救助・救急活動」

2 医療救護活動

市は、県、医師会及び歯科医師会等に対して、現地に救護班の派遣を要請し、負傷者の応急処置を行います。この際、災害の態様に応じ、県内被ばく医療機関と所要の調整、連携を図ります。

関連箇所：風水害応急対策計画「第6節 医療救護活動」

第4 避難対策

- (1) 市長は、災害発生時において、本格的な措置を講ずるまでのパニック防止及び被ばくを最小限にとどめるため、必要に応じて被害が予想される地区の市民に対し、緊急の措置として屋内退避の措置を指示します。
- (2) 市長は、緊急放射線測定等の結果を踏まえ、国等から避難の実施に関する指導・助言があった場合又は避難の必要があると認めた場合、被災地市民に対し、屋内退避又は避難指示を発令します。

関連箇所：風水害応急対策計画「第7節 避難対策」

総
則
編

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

計
画
編

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

第5 警戒区域の設定及び交通規制

1 警戒区域の設定

市は、気象及び災害の態様等各種情報により、消防法の規定に基づく警戒区域を設定します。

2 交通規制等

市、警察等は、警戒区域内の市民等の避難及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、警戒区域への法令で定める者以外の立ち入りを制限するとともに、警戒区域へ通じる国道及び主要道路等を危険防止及び緊急交通確保のため、必要に応じて交通規制を行います。

また、交通規制を実施した場合は、規制標識板、立看板等を利用して、現場広報に努めます。

第6 災害広報の実施

1 市は、火災等により周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県、関係機関及び事業者と連携し、被害が予想される区域の市民等に対して、次の事項に留意し、適切かつ迅速な広報活動を行います。

- (1) 被災状況及び被災者の状況
- (2) 放射性物質の漏えい等による危険性
- (3) 避難指示・誘導の内容
- (4) 警戒区域の設定及び交通規制の状況
- (5) 応急活動の状況 等

2 協力体制

市は、情報伝達において、防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール、広報車等によるほか、鎌倉エフエム放送、ジェイコム湘南・神奈川等に協力要請を行います。

第7 放射線測定体制の強化

市は、必要に応じ国等の専門家の助言・指導を得て、関係機関とともに、モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を公表します。

総
則
編

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

計
画
編

第3節 災害復旧

【実施主体】

市	本部連絡班、環境政策班
関係機関	放射性物質取扱事業者等

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

第1 汚染物の除去

放射性物質取扱事業者等は、放射性物質による汚染を除去します。

第2 各種制限措置の解除

市は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行います。

第3 安全の確認

市は、国の専門家の安全確認を待って事故対策を終息します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

総 則 編	
計 画 編	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

総
則
編

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

計
画
編

第4編

復旧・復興対策

総
則
編

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

計
画
編

第1章 復旧・復興に向けて

第1節 被災者等の生活再建支援

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

【実施主体】

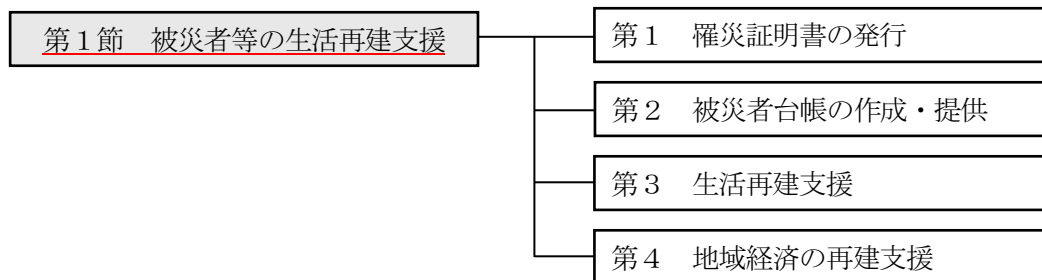
市	本部連絡班、調査班、秘書広報班、財政班、会計班、健康福祉班、市民健康班、交通対策班、商工班、農水班、美化衛生班、 <u>教育総務班、学務班、学校・学習施設班、鎌倉班、大船班</u>
関係機関	市社会福祉協議会、独立行政法人住宅金融支援機構

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

災害により被害を受けた市民が速やかに再起し、早期に生活の安定を回復できるよう、罹災証明書の発行や弔慰金の支給、資金の融資、租税の徴収猶予及び減免、雇用対策等の対策を講じます。

【施策の体系】



第1 罹災証明書の発行

市は、被災した市民がその被害の程度等に応じた適切な支援を迅速に受けられるよう、災害対策基本法第90条の2の規定により、所定の現地調査を経て罹災証明書を交付します。

1 罹災証明に関する事前対策

罹災家屋の証明内容は、家屋の査定に基づいて行いますが、その証明内容により義援金の配分も行われることから、査定漏れや査定の追加等による混乱が生じないよう、市は、国の被害認定の指針等の周知、査定要員の教育の徹底等を検討します。

2 罹災証明の根拠となる住家の被災状況調査

市は、罹災証明の交付体制を確立し、速やかに罹災証明の根拠となる住家の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行います。

3 発行手続き

罹災証明書の発行事務は、次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 被害調査の結果を基に被災者台帳（被災者調査票〈台帳用〉）を作成します。
- (2) 罹災証明書は、被災者の申請を受けて、被災者台帳で確認することにより発行します。

(3) 被災者台帳で確認できないときは、申請者の立証資料又は必要な再調査を行い判断します。

4 証明の内容

罹災証明書で証明する内容は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（暴風、竜巻、豪雨、洪水、地震、津波等）による次のような被害の程度とします。

表 被害の区分

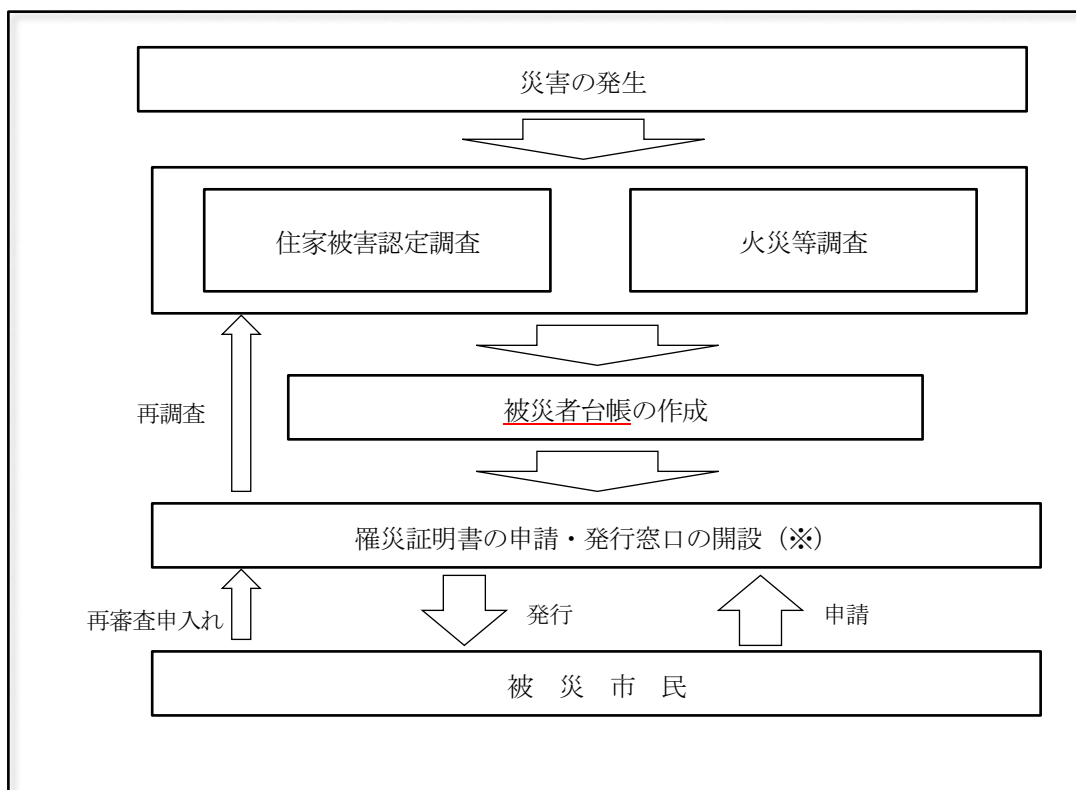
・全壊	・大規模半壊	・中規模半壊
・半壊	・準半壊	・準半壊に至らない（一部損壊）

なお、火災については、鎌倉消防署及び大船消防署で対応します。

5 証明手数料

罹災証明書の発行手数料は無料とします。

図 罹災証明書の発行手順



※火災による罹災証明書は、所属する消防署長が発行する。

第2 被災者台帳の作成・提供

市は、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施体制を整備し、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成します。

総則編
 第1編 地震・津波災害対策
 第2編 風水害対策
 計画編
 第3編 その他の災害対策
 第4編 復旧・復興対策

表 被災者台帳に記録する事項

・氏名、生年月日、性別	・住所又は居所	・住家の被害状況
・援護の実施状況	・要配慮者に該当する事由（要配慮者であるとき）	
・電話番号その他連絡先	・世帯の構成	・罹災証明書の交付状況
・本人同意による提供可能先	・提出先に台帳情報を提供した場合のその旨及び日時	
・マイナンバー	・その他被災者の援護の実施に関し必要と認める事項	

マイナンバーの記載については、番号利用法に規定する特定個人情報となり、その取扱いについては番号利用法による制限があるため留意が必要となります。

また、次のいずれかに該当すると認められるときは、被災者台帳の情報を利用、又は提供するものとします。なお、当該台帳の利用等に当たっては、安否情報の記録と同様に、個人情報の保護に留意した取扱いを徹底します。

表 被災者台帳の情報を利用、又は提供することが想定される場面

・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
・市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で情報を内部で利用するとき。
・他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で利用するとき。

第3 生活再建支援

1 被災者の経済的再建支援

市は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、被災者生活再建支援金の支給申請や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、罹災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化します。

(1) 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者の自立的な生活再建が速やかに図られるよう、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。

ア 被災者生活再建支援制度の目的

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金（全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出基金及び基金の運用益と国からの補助金を原資とする。）を支給することにより、その生活の再建を支援し、市民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とする制度です。

イ 神奈川県被災者生活再建支援金

令和元年房総半島台風（台風第15号）及び令和元年東日本台風（台風第19号）を受け、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するための県の制度（神奈川県被災者生活再建支援金）です。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(2) 災害援護資金の貸付け

市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項に基づく「鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例」に従って災害援護資金の貸付けを行います。

(3) 災害弔慰金の支給

市は、災害による死亡者の遺族に対し、「鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例」に従って災害弔慰金を支給します。

(4) 災害障害見舞金の支給

市は、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては、「鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例」に従って災害障害見舞金を支給します。

(5) 生活福祉資金の貸付け

鎌倉市社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸付けを行います。

(6) 義援金品の受入れ及び配分

市は、他自治体等から拠出された義援金品を受け付けます。

ア 民間企業や自治体等からの義援物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、協定を締結している民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを明確にします。

また、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図ります。更に、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂します。

寄託された義援物資の被災者に対する配分については、協議し決定します。

イ 個人等からの小口の義援物資

市は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知します。

なお、周知に当たっては、市のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼等を行います。

ウ 義援金の受入れ及び配分

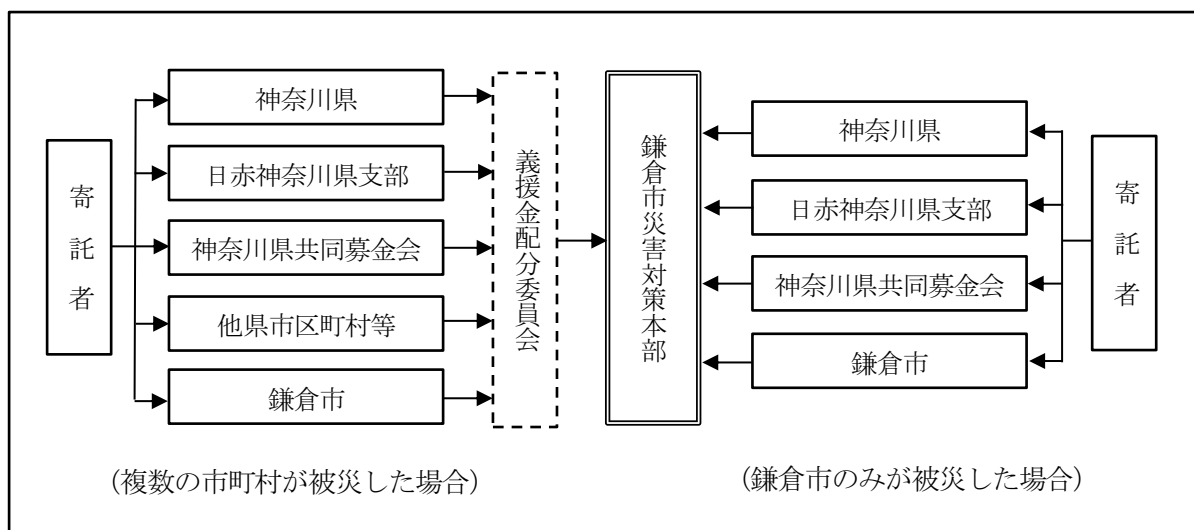
市は、県、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等から組織される義援金配分委員会からの義援金の受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めます。

エ 事前対策（罹災証明）

市は、家屋の全壊・半壊に対する義援金の配分は、家屋の被害査定に基づいて行うことから、査定漏れや査定の追加等による混乱が生じないように、国の被害認定の指針等の習熟等について検討します。

総 則 編	第1編 地震・津波災害対策	計 画 編	第2編 風水害対策
			第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策		

図 義援金の受入経路



(7) 生活保護

市は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるため、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。

また、被災の状況によっては、申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努めます。

(8) 税の減免等

市は、被災者の生活再建を支援するため、市税等について、申告期限・納期等の延長、減免等の納税緩和措置を実施します。

(9) 社会保険関連

市は、国民健康保険、介護保険等社会保険関連の特例措置を実施します。

(10) 住宅復興資金の貸付け

独立行政法人住宅金融支援機構は、災害により住宅に被害を受け、自力で住宅の再建・取得をする被災者に対し、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金や補修資金の貸付けを行います。

市は、融資適用災害に該当するときは、融資希望家屋の被害調査及び被害認定を早期に実施するとともに、借入れ手続き等の指導を行い、災害復興資金の借入れの促進を図ります。

2 雇用対策

事業施設や地域経済の被害により、事業継続の困難による倒産や従業員の解雇等が予想されることから、県により、雇用状況の把握、雇用の維持、離職者の再就職等の支援、新たな支援制度の検討等の雇用対策が行われるため、市は、必要に応じて県に協力します。

3 精神的支援

(1) 被災者の精神的な後遺症に関する相談等の実施

市は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して、専用電話等を設けて、医師、保健師、ソーシャルワーカー等がこころの相談に応じるとともに、

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

必要に応じて訪問相談を行います。

(2) 被災者の精神保健活動支援のための地域拠点の設置

市は、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応することや被災精神障害者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための地域拠点を設置し、地域に根ざした精神保健活動を行います。

(3) PTSDの啓発

メンタルヘルスケアは、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等についても必要となるため、市は、冊子の配布等により周知を図ります。

(4) 被災児童・生徒のこころのケア事業

市は、災害時に特に影響の受けやすい児童・生徒に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施します。

(5) 女性及び共生社会推進に向けた相談窓口の設置

市は、避難所で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、医療職等の専門家や女性相談員等による悩み相談の実施、被害者の緊急一時保護等、必要な支援・助言を行います。

また、各種相談窓口の設置情報について周知を図ります。

4 要配慮者対策

(1) 要配慮者等への支援の実施

市は、高齢者、障害者等の要配慮者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの提供を支援するとともに、入所施設等への受入れや福祉ボランティアの確保等を図ります。

また、障害等の種類・程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そのような方への支援も実施します。

(2) 外国人被災者への支援の実施

市は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金等各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、振り仮名をつけた日本語やさしい日本語で発信することに加え、多言語で発信することに努めます。

また、市は、災害時に開設される臨時相談所において、外国人専用の相談窓口を設置し、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で帰国手続き、罹災証明、義援金等の金銭給付や就労、労働、住宅等に関する相談に応じます。

また、各種公的サービスを提供する行政機関等においても、通訳ボランティア等による支援を行います。

5 医療機関

県は、地域の医療需要に対応するため、民間医療機関に対して再建にかかる補助や融資、利子補給等を検討するとともに、市が仮設診療所を設置する場合は、その支援を行います。

6 社会福祉施設、社会復帰施設等

(1) 地域の福祉需要の把握

市は、要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や既存の福

社サービスの供給能力の低下等、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努めます。

(2) 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建

市は、社会福祉施設や社会復帰施設等を早期に再建し、入所者・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施します。

(3) 福祉サービス体制の整備

市は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所者・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討します。

7 生活環境の確保

(1) 食料品・飲料水の安全確保

市は、水道施設の復旧が完了するまでは、貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行います。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

市は、市水道施設の復旧支援を行います。

(2) 公衆浴場等の情報提供

市は、公衆浴場等の利用可能状況を把握し、情報提供を行います。

8 教育の再開

(1) 学校施設の再建、授業の再開

市教育委員会は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の損傷箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。

また、市教育委員会は、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により、授業実施の場を確保し、応急教育を実施します。

(2) 児童・生徒への支援

市教育委員会は、児童・生徒の心理的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

9 社会教育施設

市は、被災した社会教育施設の再建復興を図るとともに、図書や收藏品等の保管場所の確保、破損物の補修計画を作成します。

10 文化財

市は、必要に応じて、文化財の所有者・管理者及び関係機関と協力し、文化財の滅失を防止し、その復旧を図るため次の対策を推進します。

(1) 情報の収集

巡回パトロールの実施等により、文化財の被害の状況の把握に努めます。

(2) 滅失の防止

文化財が滅失しないよう、保管場所の確保等必要な措置を実施します。

(3) 補修計画

総
則
編

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

計
画
編

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

文化財の所有者又は管理者に対し、被害状況に応じた補修計画の策定を支援するとともに、文化財復旧・復興計画を策定します。

11 ボランティア活動への支援

市は、被災者の生活再建やこころのケア等、市民一人ひとりが自らの再建に向けて取り組むことを支援するボランティア活動に対し、必要な支援を行います。

12 情報提供・相談窓口

市は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、市ホームページや広報紙等を利用して提供します。

なお、他の自治体に避難した被災者に対しても、市及び避難先の自治体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスの提供に努めます。

市は、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

第4 地域経済の再建支援

地域経済の状況は、そこに住む市民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるものであり、被災した市民の生活再建にも大きな影響を与えます。

また、財政面から見ると、地域経済が復興し税収を維持できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、暮らしていた地域に人々がとどまり、また人々が戻ってくる中で、経済活動が行われることが重要であり、市民の生活、住宅、市街地の復興等との関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に、行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤がぜい弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等が挙げられます。

1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

(1) 産業復興方針の策定

市及び県・関係団体は協力し、被災した事業者等が速やかに事業を継続し、再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、被災状況に応じ、産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定します。

(2) 相談・指導体制の整備

市は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備します。

相談にあたっては、商工会議所等各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行います。

(3) イベント等の活用

市は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、イベント等の活用により、交流人口の回復を目指します。

2 金融・税制面での支援

(1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、市及び県は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和等特例措置を要請します。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付け手続きの簡易迅速化、償還期限の延長等特別な取扱いを行うよう要請します。

(2) 既存融資制度等の活用の促進

市は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

(3) 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

市は、災害復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定されることから、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

(4) 金融制度、金融特別措置の周知

市は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行います。

(5) 税の減免等

市は、災害の状況に応じて、市税等の申告期限・納期等の延長、減免等の納税緩和措置を実施します。

3 事業の場の確保

(1) 仮設賃貸店舗の建設

市は、被害状況調査や事業者・業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失等）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗の建設、低廉な賃料等での提供を、国・県・関係機関に対し要請します。

(2) 共同仮設工場・店舗の建設支援

市は、倒壊や焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、国、県、関係機関と連携を図りながら、相談・指導を行います。

(3) 工場・店舗の再建支援

市は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、国・県・関係機関と連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

(4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

市は、商工会議所等、関係機関と連携して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の情報収集に努め、相談窓口や業界団体等へのリストの配布や市ホームページ等の活用による情報提供を行います。

(5) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ・商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルート等の物流ルートに関する情報提供に努めます。

総 則 編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計 画 編	第3編
	その他の災害対策
	第4編
	復旧・復興対策

- (6) 物流機能の確保、水上での物的・人的輸送ルートの確保
市は、道路等を利用した輸送を補完するため、海上を利用した輸送ルートについても活用します。

4 農漁業者に対する支援

(1) 生産基盤・施設の復旧

市は、被災した農業・水産業の再建にあたり、農地や海域等の生産基盤や漁港・漁業施設等の生産施設・設備の被害状況を速やかに把握し、その早期の復旧に努めます。

(2) 災害復旧事業等の実施

市は、被災した農業・水産業の再建に加え、生産物等の安定供給を図るため、国等が行う各種の農業用及び水産業用施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

(3) 既存制度活用の促進

市は、被災した農業者・水産業者が速やかに生産等を再開できるよう、各種団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

(4) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルート等の物流ルートに関する情報提供に努めます。

(5) 第一次産業の復旧・復興計画の策定

市は、第一次産業の将来的な展開と地域コミュニティの維持を十分に考慮したうえで、適切な復旧・復興計画を策定します。

第2節 災害復旧事業

【実施主体】

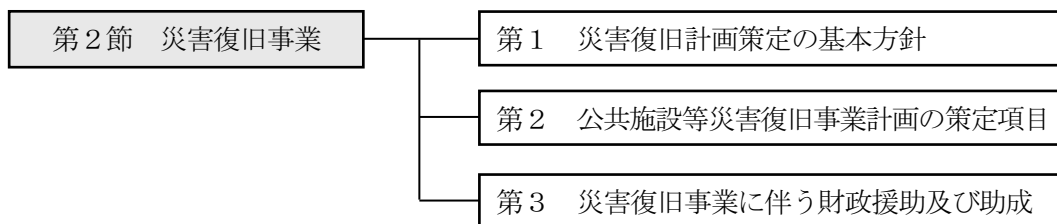
市	本部連絡班、各部総務班、財政班
---	-----------------

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、関係各班が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、通常業務の早期再開を目指します。

【施策の体系】



第1 災害復旧計画策定の基本方針

市は、被災者の生活再建及び経済活動の早期回復を図るなど、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に、必要に応じて災害復旧計画を策定します。

災害復旧計画は、災害により被災した各施設の原形復旧にとどまらず、被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設や改良等を行うなど、再度の災害に備えるとともに、国や県と調整を図り、十分調査・検討して計画します。

第2 公共施設等災害復旧事業計画の策定項目

被災した公共施設等については、災害応急対策に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討し、次の災害復旧事業計画を策定します。

なお、市は、災害復旧事業計画においては、被災原因や被災状況等を的確に把握した上で、復旧完了予定時期の明示に努めます。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 道路施設災害復旧事業計画
- (2) 下水道施設災害復旧事業計画
- (3) 河川等施設災害復旧事業計画
- (4) 公園施設災害復旧事業計画

2 都市災害復旧事業計画

- (1) 街路災害復旧事業計画
- (2) 市街地埋没災害復旧事業計画

3 農業水産業用施設災害復旧事業計画

総
則
編

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

計
画
編

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

- 4 下水道等災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 学校教育施設災害復旧事業計画
- 8 社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他の災害復旧事業計画

総
則
編

第1編

地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

1 概要

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業があります。

災害復旧事業費は、知事の報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査により決定されるため、市は、迅速な資料の提出等必要な措置を講じます。

2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりです。

表 国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業 (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づく事業 (3) 公営住宅法に基づく事業 (4) 土地区画整理法に基づく事業 (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事業 (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事業 (7) 予防接種法に基づく事業 (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業 (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく事業 |
|--|

3 激甚災害の指定手続き

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにします。

(1) 県知事への報告

ア 災害状況等の報告

大規模な災害が発生した場合、市長は激甚法第2条に基づく激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が行う調査に対

しても積極的に協力します。

イ 報告事項

被害の状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行います。

表 報告事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害の発生原因</u> ・ <u>災害が発生した日時</u> ・ <u>災害が発生した場所又は地域</u> ・ <u>災害の程度（災害対策基本法施行規定別表第1に定める事項）</u> ・ <u>災害に対し、とられた措置</u> ・ <u>その他必要な事項</u>

(2) 国における指定手続き

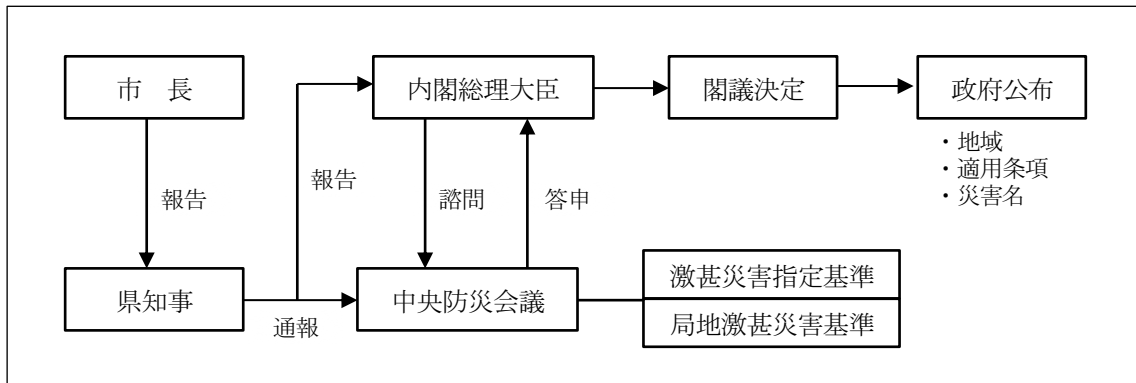
激甚災害の指定に至るまでの国における手続きは次のとおりです。

ア 県知事から報告を受けた内閣総理大臣が中央防災会議に諮問します。

イ 中央防災会議は、激甚災害であるかどうかの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、答申します。

ウ 答申を受けた内閣総理大臣は、閣議決定を経て政令を制定し、公布します。

図 激甚災害指定の手続きの流れ



(3) 特別財政援助額の公布手続き

市は、激甚災害の指定を受けた場合、特別財政援助額の交付を受けるため、速やかに関係調書を作成し、県各部局へ提出します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第3節 災害復興

総
則
編

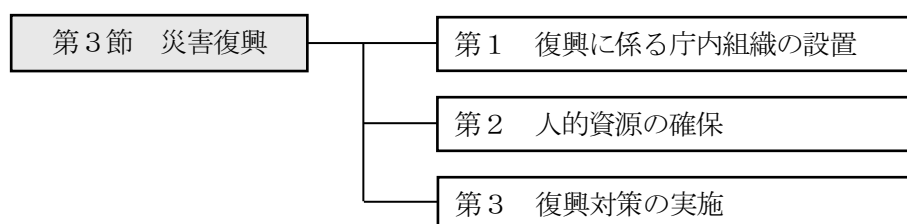
【実施主体】

市	復興本部
---	------

【施策の基本方針】

大規模災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえ、市は、必要に応じて、総合的に復興対策を実施するための復興体制を整備します。

【施策の体系】



第1 復興に係る庁内組織の設置

市長は、大規模災害後、迅速かつ的確に復興対策を実施するために必要があると認めたときは、災害対策本部とは別組織である「復興本部」を設置します。「復興本部」は、市長を本部長とし、災害対策本部と連携を図りながら、復興に関する事務等を遂行します。

第2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になり、被災職員による減員等もあるなかで、復興本部内の特定の分野や職種において人員不足が予想されます。

このため、特に人材を必要とする部門については、災害対策本部の各班と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、退職者の活用等、必要に応じて臨時的任用職員等の雇用を行います。

1 派遣職員の受入れ

復興本部は、不足する職員を補うため、地方自治法第252条の17第1項、災害対策基本法第29条第2項、同法第30条第1項、同条第2項等に基づき、職員の派遣、又はあつ旋の要請を行い、職員を受け入れます。

また、復興本部は、県の「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請します。

2 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題等、様々な

第1編

地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

計

画

編

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。

このため、復興本部は、県の「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会に対して、市が開催する相談業務に従事する者の派遣を、県を通じて要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家の支援を受け入れます。

3 情報提供と市民相談の実施

復興本部は、鎌倉市の行う施策のほか、復旧・復興期における輻輳（ふくそう）する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供します。

また、臨時相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

第3 復興対策の実施

1 復興に関する調査

復興本部は、災害時において、市内の被災状況を詳細に把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援等、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速かつ的確に行うため、被害状況調査を行います。

(1) 被害状況調査

復興本部は、次の被害状況調査を実施します。

ア 調査担当職員を迅速に招集し、調査体制を確立して調査を行います。調査にあたって人員が不足する場合は、他自治体に応援を依頼し、調査体制を確立します。

イ 建築物、都市基盤施設等の被害概要について、調査を実施し、結果を県に報告します。

ウ 死亡届、県警察からの報告等から死亡者数等を把握します。また、災害による負傷者数、負傷の内容についても調査を行います。

(2) 住宅の復興対策に関する調査

復興本部は、次の住宅の復興対策に関する調査を実施します。

ア 応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行うとともに、その結果を整理して県に報告します。

イ 個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努めます。

ウ 住宅の復興対策を効果的に行うため、家屋被害状況調査、応急仮設住宅の建設戸数調査を行い、県に報告します。

エ 災害見舞金等を支給するときには、罹災証明書が必要となるため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付します。なお、罹災証明の根拠となる情報が不足している地域等については、補足調査を行います。

オ 恒久的な住宅の必要量を把握するため、被災者に対して住宅を再建する意向等について確認します。

カ 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(3) 都市基盤施設等の被害状況調査

復興本部は、次の都市基盤施設等の被害状況調査を実施します。

- ア 避難場所や応急仮設住宅候補地となる都市公園等の被害状況を調査します。
- イ 応急復旧対策、復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査や災害廃棄物の状況について調査を行います。
- ウ 建築物被害調査のデータ等をもとに、市街地復興を行う必要性が高い地区を特定するとともに、当該地区について従前の権利関係等も含め綿密な調査を行います。

(4) 生活再建支援に係る調査

復興本部は、次の生活再建支援に係る調査を実施します。

ア 離職者に関する調査

地域経済の被災状況を把握するとともに、災害による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について調査を行います。

イ その他生活再建にかかる調査

要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査します。

(5) 地域経済の復興施策に係る調査の実施

復興本部は、被災地全体の概要の把握に努めます。特に、中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、関係機関等と連携を図り可能な限り綿密に調査を行います。

ア 事業所等の被害調査

災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別・規模別被害額や工場・商店等の全壊・焼失数等について調査を行います。

イ 地域への影響の把握

産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況等を調査し、業務停止期間等を把握します。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたりますが、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なります。そこで、復興本部は、住宅、都市基盤、地域経済等の復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

2 復興計画の策定

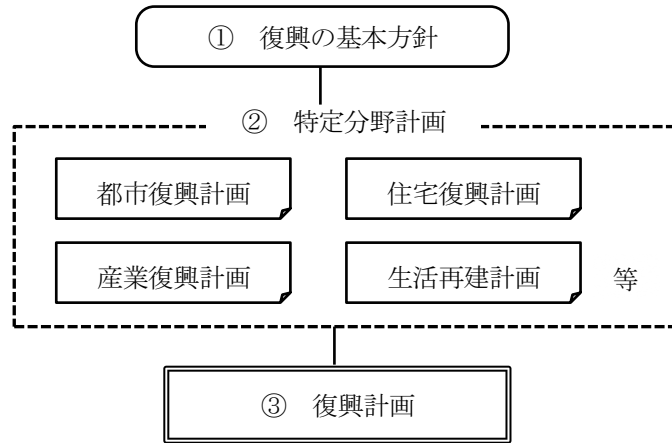
大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、期限を定め速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を推進していくため、復興本部は、必要に応じて復興計画を策定します。

復興計画を策定する際には、①復興の基本方針の策定、②分野別復興計画の策定、③復興計画の策定という3つのステップを経て行います。

総 則 編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計 画 編	第3編
	その他の災害対策
第4編	
復旧・復興対策	

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとします。

図 復興計画の策定手順



(1) 復興の基本方針の策定

ア 復興理念と基本目標の明確化

市民、事業者、市が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に係るすべての人が、地域及び都市のあるべき姿を共有することが必要であるため、復興本部は、復興の目指す姿となる復興理念（スローガン）及び基本目標を明確化します。

イ 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行っていくものであるため、復興計画を策定していく過程において、復興本部は、地域全体の合意形成を図るよう推進します。

(2) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建にあたっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建等、個別具体的な計画が必要な分野については、復興本部は関係各課と連携し、分野別復興計画を策定します。

また、計画の策定にあたっては、個別関連計画との整合を図ります。

(3) 復興計画の策定

復興本部は、復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、復興計画案を作成します。策定にあたっては、次の点を踏まえる必要があります。

- ・被災教訓の反映（再度被災しないための防災性向上の必要性）
- ・復興施策の優先順位の明確化

また、策定にあたっては、市民や関係機関等の意見に反映に努めます。
復興計画の項目例は次のとおりです。

表 復興計画の項目例

- | | | |
|----------------|------------------|------------------------|
| 総
則
編 | 第1編
地震・津波災害対策 | (1) 復興に関する基本理念 |
| | | (2) 復興の基本目標 |
| 第2編
風水害対策 | 第3編
その他の災害対策 | (3) 復興の方向性 |
| | | (4) 復興の目標年 |
| 第4編
復旧・復興対策 | | (5) 復興計画の対象地域 |
| | | (6) <u>分野別の復興施策の体系</u> |
| | | (7) 復興施策や復興事業の事業推進方策 |
| | | (8) 復興施策や復興事業の優先順位 |

【参考：復興計画の位置づけ】

復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画、長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策を取りまとめた計画として位置づけられる。

出典：内閣府「復旧・復興ハンドブック」（平成28年（2016年）3月）

(4) 復興計画策定のプロセス

ア 復興計画の策定にあたり、復興本部長（市長）は、「（仮称）災害復興専門委員会」を招集し、復興計画の理念等を諮問します。その後、「（仮称）災害復興専門委員会」の答申を踏まえ、復興計画策定方針を作成し、関係各課において、案を作成します。

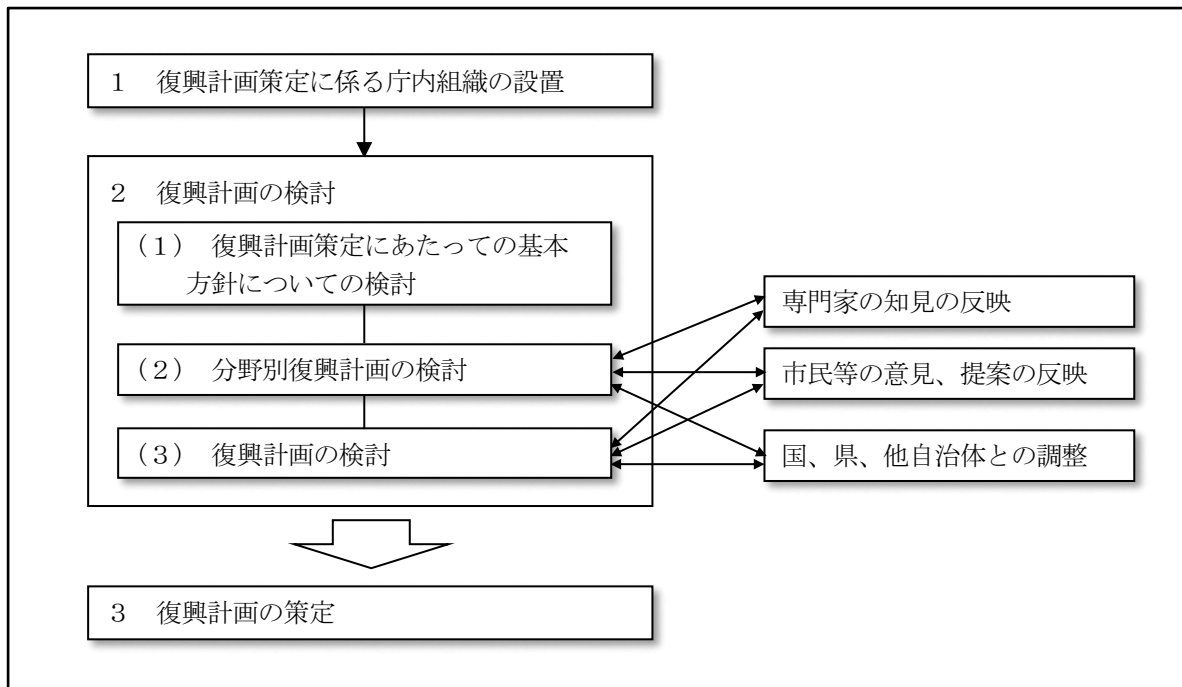
イ 復興本部は、復興計画に市民等の意見を反映するとともに、関係機関に対しても意見を求めます。その後、意見を集約し、分野別復興計画の整合を図り、復興計画案を策定します。

ウ 復興本部長（市長）は、会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表します。

(5) 復興計画の公表

復興本部は、市民や関係機関等と協働・連携して復興対策を推進するため、市ホームページ・広報紙等により復興施策を具体的に公表します。

図 復興計画策定のフロー



(6) 復興計画推進のための課題

ア 事前復興計画の検討

復興本部は、被害想定をもとに、復興モデルプランを作成し、災害時の対応方法について検討するとともに、災害時には復興まちづくり計画案の基礎資料とします。

イ 復興マニュアルの検討

復興本部は、復興の手順、都市計画的手順、事前復興計画等についてとりまとめます。

3 復興財源の確保

(1) 財政方針の策定

復興本部は財政課と連携し、被害状況の把握と対応策の検討と同時に、被災の状況に応じた応急・復旧事業及び復興計画に定めた事業に要する費用を算定します。

また、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応を図ります。

(2) 財源確保対策

復興本部及び関係各課は、復旧・復興対策に要する経費について、災害復旧に係る補助等、十分な支援を国や県へ要望していきます。また、必要に応じて、財政調整基金の活用等を図り、財源確保に努めます。

4 市街地復興

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となります。

復興本部は、復興計画の決定にあたっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりを行うかといった、中・長期的

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

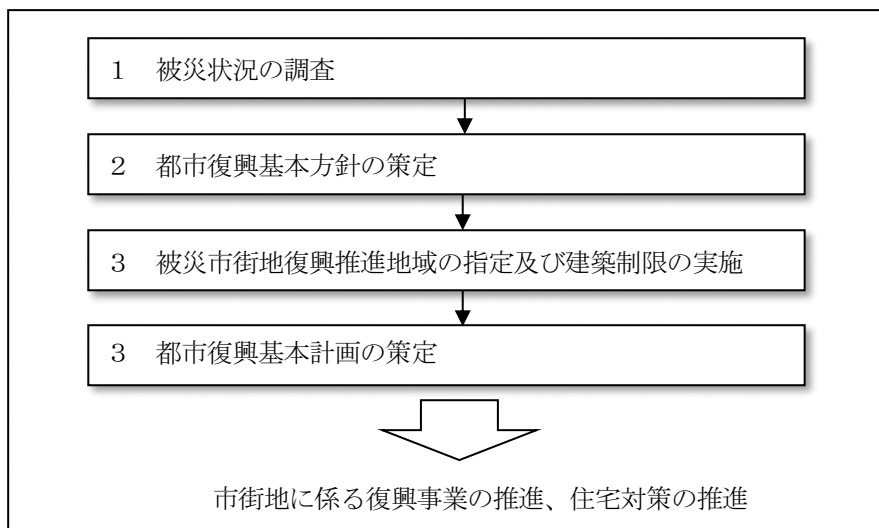
第4編 復旧・復興対策

な計画的市街地復興方策を検討します。

更に、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成や快適な都市環境の形成を図ります。

特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

図 市街地復興のフロー



(1) 都市復興基本方針の策定

復興本部は、各地の被災状況、地区の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表します。

(2) 被災市街地復興推進地域の指定

復興本部は、大規模な被害を受けた市街地について、被災市街地復興特別措置法第5条第1項に基づき、その緊急かつ健全な復興を図るため、都市施設や住宅等の被害状況等を把握し、的確な面的整備手法を勘案して復興方針を公表するとともに、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るため、該当する区域について都市計画決定の手続きに基づき、被災市街地復興推進地域を指定します。

(3) 被災市街地における建築制限の実施

復興本部は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法第84条第1項に基づき区域を指定し、建築制限を実施します。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

(4) 都市復興基本計画の策定、事業実施

復興本部は、市民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針等、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定します。

総 則 編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計 画 編	第3編
	その他の災害対策
第4編	復旧・復興対策

(5) コミュニティの確保

復興本部は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、被災前のコミュニティを確保するよう努めます。

(6) 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、復興本部は、被災住宅の応急修理、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給を行います。

また、公営住宅の入居対象外の市民等に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。このことにより、恒久住宅への円滑な移行を図ります。

5 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる都市機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった、本格的な復興の3つの段階に分けられ、復興本部は、それぞれの基本方向に沿って施策を実施します。

なお、大規模災害からの復興に関する法律において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国又は県が代行できることが明記されています。

(1) 被災施設の復旧等

ア 復興本部は、あらかじめ定めた応援協定等を活用するとともに、県に対して人的・物的な支援を要請し、市管理の公共施設の復旧を進めます。

イ 復興本部は、県管理の公共施設の復旧については、県に対して早期復旧を要望します。

ウ 復興本部は、ライフライン、交通関係施設の応急復旧について、関係事業者に対して施設の早期復旧を要望します。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

復興本部は、次の応急復旧後の本格復旧・復興を推進します。

なお、応急復旧については、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備・ライフライン施設の地中化等の防災性の強化、更に、建築物や公共施設の不燃化等を基本目標とします。

ア 道路・交通基盤

被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧の実施を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も実施する復興を目指すのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、都市計画道路等については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて検討します。

イ 都市公園

被災区域の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法等と調整を図り、都市公園の復旧・復興方針を作成します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

また、都市計画決定されている都市公園・緑地の整備を進めるとともに、既存都市公園における防災施設の整備・拡充を行う。

ウ ライフライン施設

被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努めます。

エ 河川・森林等

市が管理する河川・緑地等について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努めます。

オ ごみ収集・処理対策

(ア) 災害廃棄物等の処理体制の確立

安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するため、災害発生後早期に「鎌倉市災害廃棄物等処理計画」に基づき、災害廃棄物等の処理体制を確立します。

(イ) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り分別・選別・再生利用等により減量化を図るとともに、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から、被害地の状況を踏まえ、迅速かつ適正に処理します。

(ロ) 損壊家屋等の解体・撤去

倒壊家屋等の処理は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、県及び関係機関と調整のうえ、解体処理についての必要な措置を実施します。

なお、市において実施する場合は、解体前に専門事業者により分析調査等を行い、アスベストの使用が確認された場合は、関係機関と調整し、必要な手続きを行った上で、アスベストの除去作業を実施します。

(エ) 支援要請

処理が困難な場合には、県又は協定を締結している民間事業者等に協力支援を要請します。

総
則
編

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

計
画
編

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策